

第4章 活用の現状と課題

第1節 現状

(1) 史跡の活用

南エリアのうち、前庭は平時・イベント時の活動にとって重要な場所となっている。来館者が最初に足を踏み入れる場所であり、ガイドを行うときの出発点でもある。また、記念写真やイベント時の体操授業の場所として活用している。

中央エリアの神社境内については、史跡としての活用はしていない。神社への参拝客が散策し、設置してあるベンチに腰掛け、景色を楽しんでいる。

北エリアについては、史跡としての活用はしていない。

(2) 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用

旧見付学校校舎は1階から5階まで来館者に開放し、見学に供している。同様に磐田文庫も1階を来館者に開放している。

a 入館者数の推移

記録があるものでは最も古い昭和29年度の入館者数は4,431人であった。その後、国分寺収蔵庫が完成した昭和35年度以降は収蔵庫を利用した企画展などによって旧見付学校校舎の入館者は減少したが、修理工事が完了した昭和52年度に初めて1万人を超え、昭和50年代後半には企画展の開催などにより20,000人を超す入館者数を集めた。しかしその後平

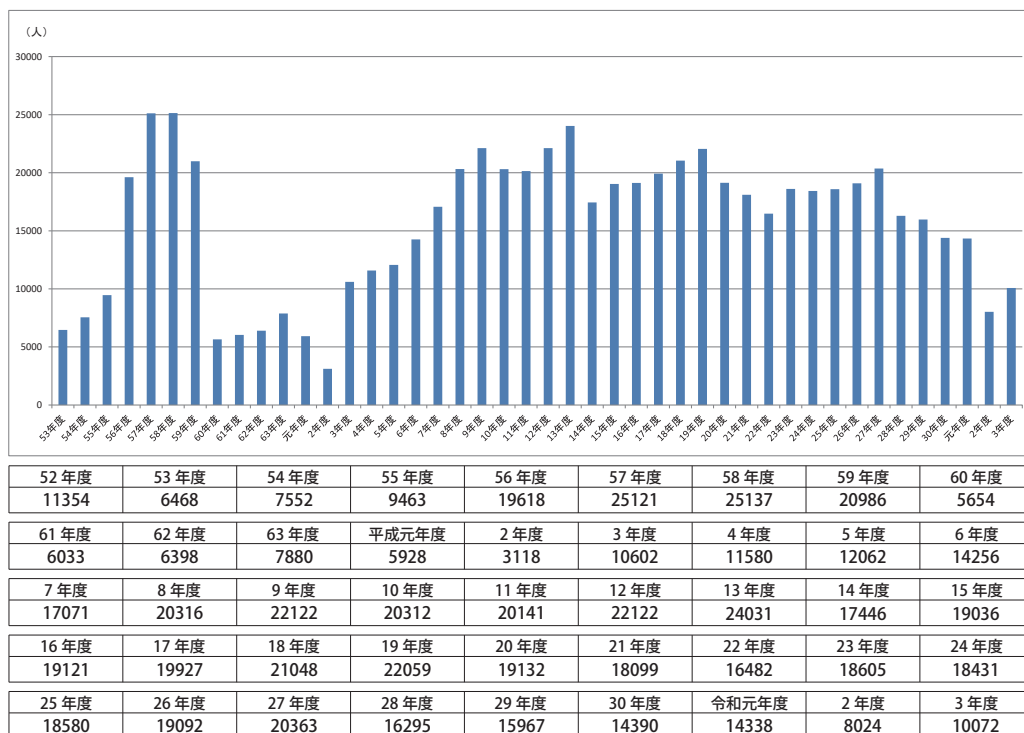


図34 入館者数の推移

成2年度までは工事による入館規制もあり、10,000人を割り込んだ。平成4年1月1日から名称変更を行い、企画展も開催したことで10,000人を回復した。平成8年度以降の20年間は平均して約2万人の入館者数となっていた。しかし、平成28年度以降は1.5万人程度と減少傾向にあり、令和2年度は8,024人と例年にない少なさであった。これには新型コロナウイルスの影響が大きいですが、旧赤松家など他の施設に比べても減少率が高い。

近年の傾向としては、特に小学生の減少が目立つ。小学生数の統計がある平成5年度以降では平成29年度以降4,000人を割り込んでいる。また、一般市民も8,000人前後の年度もあったが、近年は6,000人程度となっている。一般市民のリピーターの減少が背景となっていると考えられる。

b パンフレット及び解説本の発行

いつからパンフレットを配布していたかは不明である。現在確認できる最も古いパンフレットは昭和56年(1981)の記載がある「史跡旧見付学校のしおり」と題するモノクロ印刷のものである。その後、平成4年度にカラー印刷に改訂し、さらに平成18年度に改訂している。いずれも無料で配布している。平成19年度には児童用のパンフレットを新たに製作した。

詳細な解説本として「解説旧見付学校」がある。平成10～11年度に編集委員会を設置し、平成12年3月に刊行し、4月から定価1,000円にて販売した。その後、平成25年度に改訂し、旧見付学校に特化した内容とした。

土産品として、テレホンカード・絵葉書を製作し、販売している。

c 常設展示

平成4年度に行った展示の見直しの設計に基づき、平成5年度から13年度にかけて展示備品・展示ケースの購入やサインボードの製作を行い、それまでの展示を一新した。館内を見学するにあたり、次のようなテーマに分けて展示を行い、見学者の便を図っている。

部屋の照明は昭和52年(1977)の保存修理時に蛍光灯に変えてランプ風のレトロなデザインとし、展示品の照明はスポットライトを、展示台は備え付けの間接照明を使用している。

1階には明治時代の授業風景を再現した人形と木の机、椅子を設置し、石盤(複製)、教科書(復刻)を置いて、来館者に自由に書いたり読んだりしてもらっている。また、「昔の授業体験」の会場として



写真76 昭和56年のパンフレット

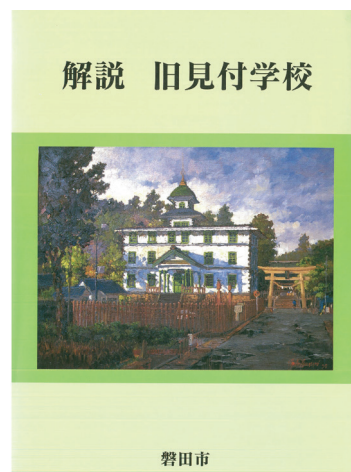


写真77 『解説 旧見付学校』

使用している。

また、人形を配置した教員室の風景を再現している。

2階は教科書・学用品の展示、人形による子どもの日常を再現している。

3階は郷土資料・民俗資料の展示を行っている。

d 企画展の開催

企画展の開催は、昭和 28 年（1953）11 月の開館記念展覧会以降、継続して行ってきた。

埋蔵文化財センターが建設された昭和 61 年度以降の 35 年間にも、延べ 46 回の企画展を開催している。開催期間はほぼ年間で、特別展というよりは常設展示に近い形態をとっている。

e イベントの開催

平成 5 年度から継続して「昔の授業体験（模擬授業）事業」として、小学生を対象にして紺の着物を貸与し、国語や音楽、工作などの授業を体験する事業を行っており、これまでに 2,500 名を超える小学生の受け入れを行ってきた。

また、この類似企画として地元商店の協力を得て「紺の着物で散策事業」として散策をしたり、着物の貸し出しを行って写真撮影をする企画や、成人対象の授業体験や勉強会を行ってきた。

開校記念行事としては、平成 7 年度に 120 周年、17 年度に 130 周年を迎え、卒業生や現在の在校生を招いて記念交流会を開催した。

また、入館者数 10 万人単位での記念行事も開催している。平成 10 年の 10 万人を皮切りに、令和元年に 50 万人を達成し、式典の開催と記念品の授与を行っている。

f 類似校交流事業

類似校交流事業は現存する擬洋風校舎が残る施設との交流を企図したもので、開智学校（長野県松本市）、開明学校（愛媛県西予市）、岩科学学校（静岡県松崎町）、津金学校（山梨県北杜市）を対象とした。アンケートを送付して現状や課題の共有を図り、またパンフレットを交換して配布するといった活動を行った。これらの施設については写真パネルを掲示し、来館者への周知を行っている。

明治 19 年（1886）の教育令発布以前に建てられた学校校舎（「〇〇学校」という名称で開校した小学校）は全国で約 40 棟が現存している。対象範囲を戦前の小学校まで広げれば約 280 棟あり、その内 120 棟以上が指定・選定・登録などの文化財保護措置が取られてい



写真 78 復元教室（1階東側）



写真 79 校長室（1階）

る。本来はこれらの全校を対象としてネットワーク化することが望ましいが、事務量は膨大であり、また他校からはそれほど手ごたえがないというのが印象である。

g ライトアップ

夜間のライトアップも毎年行っている。平成 23 年の東日本大震災で中止し、しばらく行っていなかったが、平成 27 年度に再開した。



写真 80 ライトアップされた
旧見付学校校舎

（３）調査研究

調査研究はこれまでほとんど行ってこなかったが、本書の作成にあたっての資料収集の課程で沿革誌の複写及び磐田文庫目録の整理を行った。

（４）情報発信

企画展やイベントの周知や結果の報告は市の広報や文化財課の広報誌である「いわた文化財だより」において行っている。「いわた文化財だより」は市のホームページでも閲覧できる。その他、「旧見付学校だより」を平成 18～20 年度まで紙媒体での配布を行い、一時中断したが平成 25 年度から現在までホームページでの配信で発行している。

コスプレによる撮影、及び結婚式の前撮りなどの目的での使用許可については、公序良俗に反せず、他の来館者の迷惑にならない限り適宜受け付けている。年間数件の依頼がある。

テレビ番組のロケ地としての利用についても歓迎している。東海道や市内をめぐる旅番組、グルメ紹介番組などでの依頼が中心である。1 例として、BS 朝日「百年名家」（令和 2 年 12 月放送）によって紹介された。

インターネットのブログなどでも多くの方々に取り上げられている。遠州地方や県内の方々による情報発信系のページや地域の見どころ紹介のページが多い。また、東海道や宿場をめぐったり、ウォーキングを行っている方々や、近代建築の紹介ページも多く見受けられる。

また、教育史や近代建築を紹介する書籍によって紹介されている。

第2節 課題

（１）史跡の活用の課題

・園路・散策路やエリアごとの史跡としての特徴、価値の案内表示がなく、史跡としての利活用は皆無に近い。また、案内なども建物の説明に重点が置かれ、土地の説明は意識的に行っていない。

・周辺の関連文化財を巻き込んだ利活用が十分にはできていない。

また、受け入れにあたってのガイドラインが定められていない。

（２）旧見付学校校舎および磐田文庫の活用の課題

・将来的にも継続して展示施設として使用し続けることが史跡の保存にとって適切かどうか検討していない。特に、重量のある展示備品等が床や柱に与える影響が課題となる。

・企画展は期間限定ではなく、次の展示替えまでの間もそのまま常設展として使用しており、特別な展示会になっていない。

・入館者数が下落傾向にあり、対策が必要である。特に小学生の利用が減少している。また市内在住者のリピーターが少なく、「一度行けばもう二度と行かない場所」になっている。

（３）調査研究に係る課題

展示会等の開催に必要な教育資料、沿革誌などの整理作業も完了していない。資料の計測や写真等による記録などができていない。磐田文庫の所蔵図書も同様に整理が必要である。

（４）情報発信の課題

・外国語の案内やパンフレット等が充実していない。

・明治時代に建設された類似施設との交流についても、アンケート調査やパンフレットの交換にとどまっている。

・「旧見付学校だより」は発行が不定期で内容にも計画性がなく、改善する余地がある。

・情報発信の方法も十分とは言えない。

第5章 整備の現状と課題

整備事業は南・中央・北の全エリアで排水路の整備を行っている。その他は南エリアのみ環境整備を行っている。見付学校校地における表裏門及び柵の設置、校舎裏のトイレ、旧見付学校・磐田文庫の案内看板各1基の設置、指定地外における駐車場の整備がある。その他、磐田文庫周辺の芝張り、北側の擁壁設置がある。

第1節 南エリアの整備（旧見付学校校舎周辺）

（1）経過

a 史跡指定前の整備

昭和30年度に集中して環境整備を行っている。前庭の施設（門扉・自転車小屋・藤棚・便所・風呂場）の改修や北側の使丁室・物置・裏塀等の修理を行っており、昭和33年（1958）4月に塀を新設したとある。昭和41年（1966）には県費補助を受けて正門の修理・復元工事を行っている。昭和43年（1968）と45（1970）・46年（1971）にも外柵工事を行っている。

b 史跡指定後の整備

昭和53年度に前庭の整地（撤去）や古い工作物の撤去、門扉・外柵や既存の排水溝の延長や集水桝の設置等の工事を行った。本工事は昭和53年度国庫・県費補助金の交付を受け、昭和54年（1979）2月23日から3月28日まで行った。同時に市単独の付帯工事として池の撤去、門扉の復元や周辺の鉄平石張、排水溝の設置工事、西側の植栽工事などを3月10日から28日まで行った。排水溝は長さ33cmのU型側溝で、地表下44cmの掘削を行った。集水管は地表下46cm・長さ40cmの溝を掘削して径15cmの透水管を設置した。雨水桝は36cm四方のもので、62cm下まで掘削している。前庭全体を鋤取って不陸をなくし、砂利敷きを行ったため、現況地盤から19cm下まで盛土となっている。平成2年度には新たに管理棟（木造平屋建て・16.14㎡）の新築工事を行い、校内にあった受付や執務室を校外に移転させた。基礎工事に際して地表下36cmの掘削を行った。



写真 81 昭和53年度環境整備工事
（柵 竣工）

平成 7・8 年度は正門・裏門・塀・外階段の改修工事や下水道管埋設工事を行った。平成 7 年度は 10 月 17 日から 1 月 12 日にかけて裏門及び塀（延長 78.85m）の改修工事を、平成 8 年度は 11 月 21 日から 2 月 28 日にかけて正門及び門扉、塀（延長 9.9m）の改修工事を行った。また、平成 8 年 9 月 12 日～12 月 16 日にかけて排水設備工事として配管 68.62m の延長、枥 17 箇所の設置、浄化槽や汚水枥等の撤去工事を行った。また、門・塀などの施設改修工事にあわせ、現況のような門から階段手前までの舗石張り工事を行った。

平成 15 年度にはポンプ室の南側にあったサクラの、埋蔵文化財センター敷地内への移植工事を行った。平成 23 年度には防災設備やトイレ排水管の修理を行った。

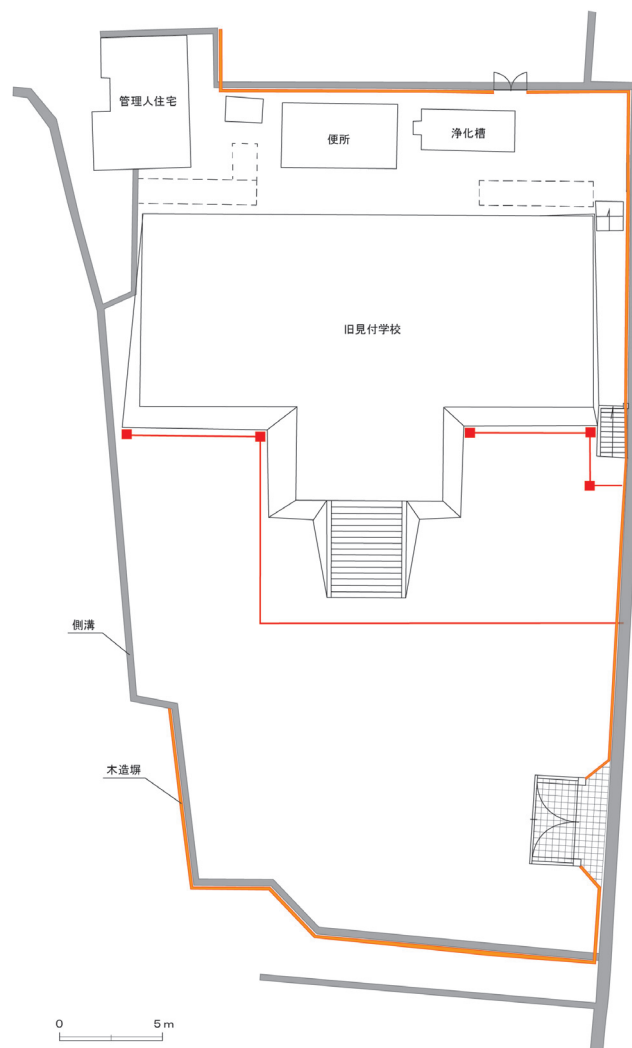


図 35 昭和 53 年度環境整備工事平面図

（２）現状

a トイレ

校舎北側。コンクリートブロック造平屋建、16.10 m²。床面積 7.15 m²の鉄骨造平屋建の渡り廊下が附属する。昭和 51 年（1976）の解体修理工事以前にも同じ場所にあり、工事の際に一旦撤去され、その後新築された。工事は昭和 52 年（1977）9 月 6 日～11 月 5 日まで行われた。

トイレ東側には浄化槽が設置された。昭和



写真 82 トイレ現況

52 年（1977）に設置されたものである。平成 8 年度に下水道供用に伴う排水設備工事の際に撤去された。

b 案内板

案内板は門入口左側や階段手前、木柵内側への取り付けなど、時期によって設置場所を何度か変えている。現在の看板設置工事は平成 3 年度に行ったものである。平成 8 年度には利用案内等の看板を塀に取り付けている。

c 門および木柵

校地全体を一周する。建設当初から東西両側に木の門柱一對と木柵が作られていた。現在よりもやや間隔が密なものであったようである。その後、見付高等裁縫女学校時代（大正 14 年[1925]～昭和 14 年[1939]）には柵がなくなっており、楕囲いにコンクリートまたは石積みの標柱に代わっている。続く磐田病院時代（昭和 21[1946]～27 年[1952]）も同様であるが、その後石積みの標柱は北側の一部がなくなり、楕囲いは木柵に戻され、昭和 53 年度の環境整備工事によって新しい木柵と木の門柱を復元し、見付尋常小学校～見付尋常高等小学校時代（明治時代中・後期）の状態に復した。

なお、南側の門柱には「第壱番小学 見付學校」

の表札レプリカと、その南側の柵には「入館案内」を、北側の門柱には「磐田市旧見付学校」の表札及び北側に説明板を、それぞれ設置している。

d 駐車場

敷地南側の指定地外であるが、3 台分の駐車場を整備した。整備時期は見付本通り広場公園が整備された昭和 55 年度ごろと思われる。さらに平成 17 年度より西側敷地を借り受け、6 台分の駐車場として整備した。

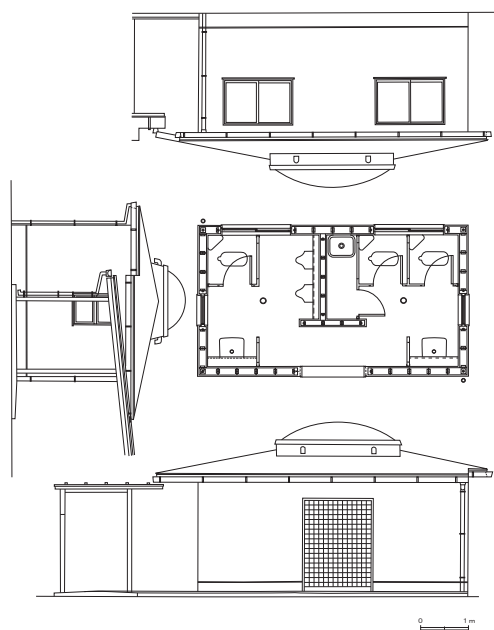


図 36 トイレ実測図



写真 83 案内看板状況



写真 84 門柱付近現況

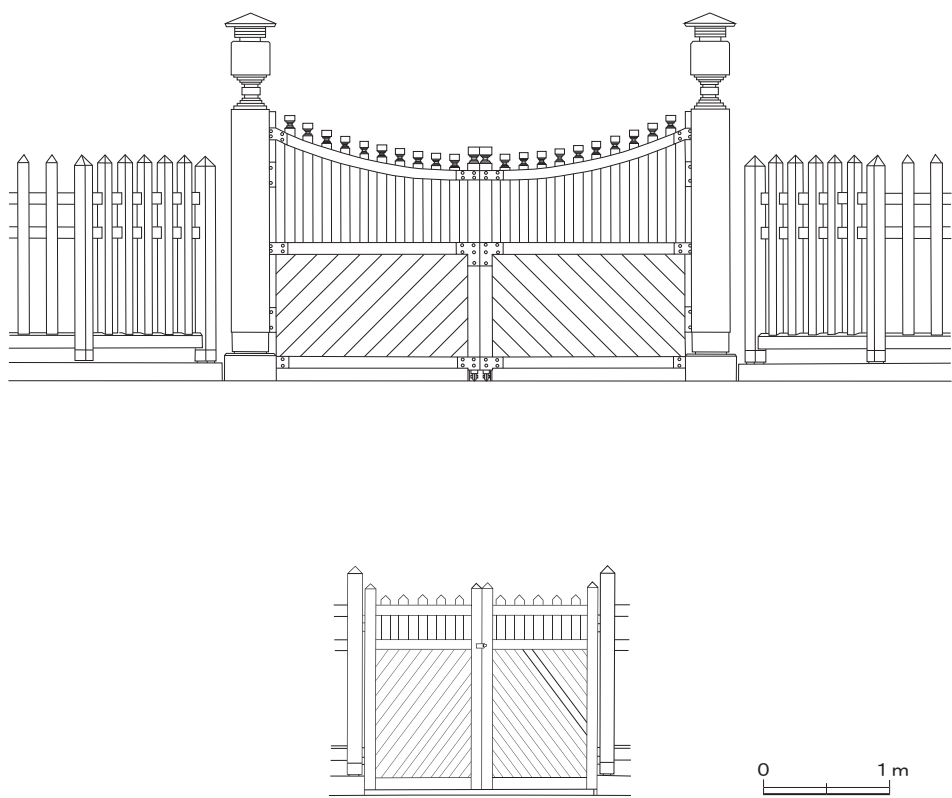


図 37 正門（上）・裏門（下）立面図

第2節 南エリアの整備（磐田文庫）・他のエリアの整備

（1）南エリア（磐田文庫）の経過

平成3～4年度の解体復元工事の際に北側斜面に擁壁を設置して崩落防止処置を行った。また、環境整備工事としてフェンスの設置や旧見付学校校舎からの通路の設置、芝張り等を行った。案内板設置工事は平成5年に行った。

（2）南エリア（磐田文庫）の現状

a 案内板

旧見付学校校舎から磐田文庫に至るルート上とし、平成5年度に設置工事を行った。

b 擁壁

平成4年度に北側斜面に擁壁を設置して崩落防止処置を行った。



写真 85 案内看板現況

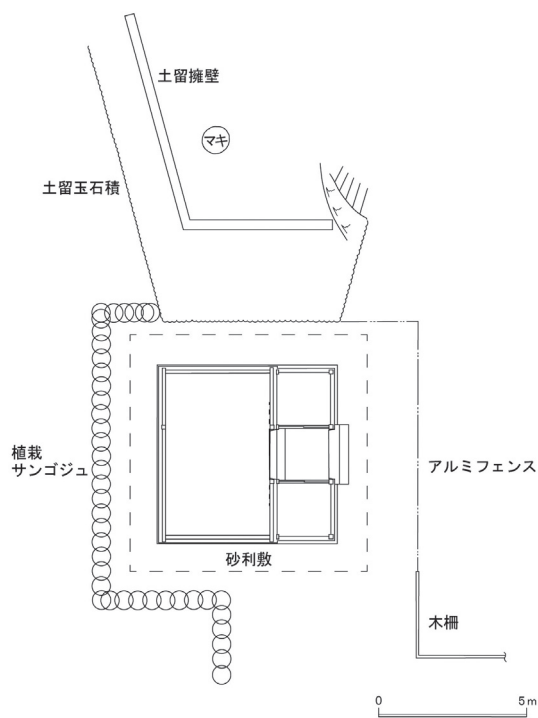


図 38 周辺環境整備工事等平面図



写真 86 環境整備工事竣工状況



写真 87 北側擁壁の現況（西から）

（3）中央エリア・北エリアの整備

両エリアともに史跡としての整備は行っていない。

第3節 課題

（１）史跡の整備の課題

- ・史跡として指定されていることについて理解しないまま整備を行っているため、歴史的な建造物の周辺のみでの整備にとどまっている。
- ・来客者に史跡指定地の範囲を示しておらず、また史跡内をどのように見学してもらうかという導線計画・サイン計画がないため、全員が旧見付学校校舎や磐田文庫の建造物を見学するのみで帰ってしまう。淡海国玉神社の参拝者も指定地の範囲を歩いている自覚はない。よって、史跡を歩く大半の客が、史跡に対する理解が得られない。
- ・北エリアにはテニスコートが造成され、大きく改変されている。中央エリアも北エリアに行く舗装路が作られ、現状が変わっている。
- ・中央エリアは近年植栽された樹木が多く見られ、南・北エリアとは調和しない。
- ・敷地内に管理棟やトイレがあり、景観を阻害している。
- ・現在南エリアを囲郭する木柵は開校時のものと形状や色が異なる。再整備の際には以前の形状に戻すか、歴史的建造物と誤解を招かないような現代的なデザインにする必要がある。



写真 88 駐車場の現況

（２）周辺地の整備の課題

- 駐車場については現在借地部分を含め 9 台分が確保されているが、進入路が狭く、借地部分についてはバックで進入しないと駐車することは難しい。大型バスが駐車する場合は他の車の駐車はできず、また誘導員がいなければ駐車できない。
- ・駐車場の南側に見付本通り広場が隣接している。開園当初は比較的に晴らしがよい公園であったが、その後樹木が大きく繁茂して東海道からの景観が悪いなどの問題がある。ベンチやトイレも経年劣化している。
 - ・これら南側の土地利用を総合的に検討し、地元住民や見学者にとって最善の方法を検討していく必要がある。



写真 89 竣工当時の本通り広場
(昭和 56 年 (1981))

第6章 運営・体制の整備の現状と課題

第1節 経過

旧見付学校校舎は昭和28年（1953）に市立郷土館として磐田市立郷土館条例（昭和28年磐田市条例第20号）に基づき設置された。同時に郷土館協議会も設置されたが、当初の段階から専門委員会と運営委員会を持ち、地方文化財保護審議会としての性格を有していた。昭和28年度に準備委員会を設置し、翌29年（1954）5月31日に第1回専門委員会が開催された。後年に磐田市文化財の保護に関する条例（昭和34年7月30日条例第16号）が制定され、専門委員会は磐田市文化財専門審議会として別組織となった。「保護審議会」ではなく「専門審議会」という名称になったのはこうした背景があったからだと想像される。

磐田市立郷土館条例は昭和61年（1986）に磐田市埋蔵文化財センターの設置に伴って改正され（昭和61年12月18日条例第29号）、また平成4年に再改正して市立郷土館から磐田市旧見付学校に名称変更した。

初代館長は教育長であった磯部勇が兼務した。のち、教育委員会事務局に社会教育課が設置され、社会教育係が所管することとなった。昭和33年（1958）4月1日からは全国に先駆けて文化財の専門職員が配置された。46年度には社会教育課に文化財保護係が設置され、郷土館を含めた文化財全般を所管することとなった。さらに、昭和55年度からは郷土館が課に昇格し、57年度には専門職員4名が在籍することとなった。62年度には磐田市埋蔵文化財センターの建設に伴って文化財課が設置され、旧見付学校校舎を含む史跡、及び郷土館を含む所管施設の管理は庶務係が所管することとなった。現在は庶務係から名称変更した管理グループによって運営されている。

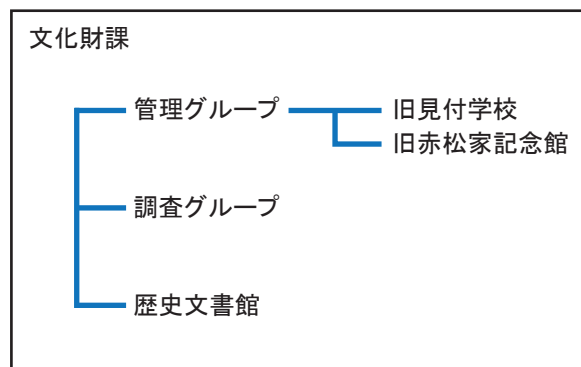


図39 文化財課組織図

第2節 現状

（１）旧見付学校校舎および磐田文庫

現在は磐田市旧見付学校条例（平成17年4月1日条例第110号）・磐田市旧見付学校条例施行規則（平成17年4月1日教育委員会規則第29号）に基づく施設である。また、管理については同条例第5条に基づいて設置されている旧見付学校協議会を年2回程度開催し、意見を問うている。しかし、協議会は博物館法に基づく会のため、史跡に関する運営管理に関する事項は、上位に位置付けられる磐田市文化財保護条例（平成17年4月1日条例第108号）及び磐田市文化財保護審議会条例（平成17年4月1日条例第22号）に基づいて開催される審議会で審議・報告を行っている。



写真 90 旧見付学校協議会の様子
（平成22年度）

令和4年度の管理グループの人員は正規職員4名、会計年度任用職員8名である。事務分掌のなかで文化財課管理グループの職員1名を施設担当職員に、1名を史跡管理担当職員に充てている。

日常業務については「旧見付学校事務マニュアル」を作成し、毎年更新している。日々の施設管理は施設の会計年度任用職員3名が交代で勤務している。うち1名は施設長としている。館内案内及び展示等は施設長のみの職掌となっている。また、旧赤松家記念館にも同様に3名の会計年度任用職員がおり、施設間の交流を行っている。

旧見付学校ボランティアの育成も行っている。令和4年度末現在13名が在籍し、旧赤松家ボランティアと合同で研修を受けてもらい、イベントの補助や観光客等の案内に従事してもらっている。令和2・3年度は新型コロナウイルス拡大防止の観点から研修などが中止され、また一時休館の措置も行ったため、案内業務の機会も大きく減少した。

（２）淡海国玉神社

宗教法人である淡海国玉神社によって管理されている。代表役員は矢奈比売神社の役員が兼務している。また、見付三社氏子崇敬者会として淡海国玉神社、矢奈比売神社及び天御子神社の三社とも同じ氏子による奉仕を受けている。

（３）外部団体との連携

市は民間団体によるイベントとして、「いわた大祭り」及び「見付宿たのしい文化展」への協力を行っている。「いわた大祭り」は実行委員会形式で平成 12 年度から、「見付宿たのしい文化展」は静岡県から、ふじのくに文化財保存・活用支援団体に認定されている「見付宿を考える会」の主催で平成 15 年度から毎年 1 回開催している。前者は旧見付学校校舎前に本部が設置される。後者は見付地区内のさまざまな場所を利用したもので、旧見付学校校舎や淡海国玉神社、大久保家もそれぞれポイントのひとつとして演奏会やフリーマーケットなどを行っている。

また、観光協会もパンフレットの作成などを行っており、観光ボランティアガイドも史跡周辺の案内を行っている。



写真 91 見付宿たのしい文化展
(旧見付学校校舎を会場としたハンドベル)

（４）防災・防犯の実施体制

災害対策については、「磐田市地域防災計画」を踏まえ、「災害対策本部文化財班（文化財課）における防災マニュアル」に基づき、平常時の防災対策に努めるとともに、災害発生時の避難誘導や被害状況の確認、組織などについて規定している。また、発災時の対応については「非常時優先業務マニュアル」（令和元年 12 月作成）がある。

外部との連携については「静岡県文化財保存活用大綱」に発災時における連絡体制、及び文化財レスキューの実施体制が規定されている。

本市は全国史跡整備市町村協議会及び日本博物館協会・静岡県博物館協会の一員である。また、静岡県が主催する「静岡県文化財等救済ネットワーク」に加盟している。これら加盟機関を通じて防災体制の整備に関する助言や、災害発生時の情報収集・救済を受けることが可能である。

（公財）静岡県建築士会ヘリテージセンターでは非常時における歴史的建造物の調査マニュアルを作成しており、被災時には関連団体と連携し、情報収集や初期対応を行う体制が取られている。

防犯については防犯カメラを設置するとともに、近隣の警察署や交番の所在を確認し、事案が発生した場合は情報交換を行っている。

（５）指定地および周辺地の管理

北エリアを含むテニスコートおよび西側の塔之壇公園や、見付本通り広場については、都市整備課が所管し、日常管理を行っている。

第3節 課題

(1) 人的資源の強化に係る課題

担当する正規職員も異動時に建造物や近代教育等に関する知識があるわけではなく、学芸員有資格者ではない。担当職員になった時点で学習を重ねることになる。施設職員も、教職にあった者であるが、史跡や近代教育や近代建築についての専門家ではない。こうした状況で専門性をどう担保していくかが課題である。

ボランティアについては、人数が減少傾向にあること、高齢化が進んでいることに加え、新型コロナウイルスの拡大によって、活動機会が減少したことが大きなダメージとなっており、今後アフターコロナをどう生き抜いていくかが大きな課題である。

(2) 審議会等に係る課題

協議会については条例には役割の記述がなく、位置づけが明確でない。また市からの諮問事項があるわけではないため、事務局からの年度当初の事業予定や、前年度の事業報告等の議事に終始してしまい、会自体が形骸化している点が挙げられる。文化財保護審議会においても日常的な管理・活用に係る事業内容等の報告は行っていない。

(3) 連携の強化に係る課題

市役所内部の連携については、都市整備課・広報広聴・シティプロモーション課・経済観光課・学校教育課といったさまざまな部に属する課との連携が求められる。現状では一定の連携がなされていると言えるが、将来にわたって継続していけるかどうかは課題であると言えよう。

見付地区においては見付宿を考える会が大きな役割を果たしている。磐田市文化財保存活用地域計画や、本計画の作成協議会に参加しており、近年は、連携が取れている理想的な状態であると考えている。磐田市観光協会やいわた観光ボランティアガイドについても継続的に連携している。こうした連携を将来にわたって継続していけるかどうかは課題である。

(4) 防災・防犯体制に係る課題

防災や防犯については、市役所内部の体制と、関連団体との連携がある。非常時に備えて体制を確認しておく必要がある。

(5) 所管に係る課題

北エリアについては市有地であるが、都市整備課が所管している。また、指定地南側に位置する見付本通り公園も、一部は駐車場として利用しているが都市整備課の所管である。指定地である前者は当然のことながら、後者も周辺地を含む整備や活用を行う場合に不可欠な土地であり、移管もしくは連携した整備を検討する必要がある。

第7章 大綱及び基本方針

第1節 大綱

これまでに示した史跡旧見付学校附磐田文庫の保存修理・整備・活用・運営体制に係る現状を踏まえ、史跡の望ましい将来像として以下のように大綱を定める。

○我が国の近代初等教育の出発点として、国民共有の財産であり、これを確実に未来に引き継ぐ。

○磐田市における地域教育の原点であり、学びの場として活用する。

○地域の住民のまちのシンボルを一層親しみやすいものとする。

○ふるさとを愛し、郷土を誇りに思うところを醸成する。

この大綱を実現していくための具体的な方針を以下の4項目にまとめる。

(1) 保存管理の基本方針

史跡を着実に継承し、未来に残していく

歴史的建造物の長寿命化を図る

(2) 活用の基本方針

史跡の活用を一層拡大・充実させ、あわせて情報発信を図る

史跡に係る資料を調査研究し、その価値を解明する

(3) 整備の基本方針

明治期の学校を^{ほうふつ}彷彿とさせ、史跡全体が調和する公園となるよう
周辺地を含めた環境整備に向けての準備を行う

(4) 運営体制の基本方針

課内・市役所内の運営体制を強化し、審議会の見直しを図る

民間団体や大学など外部団体と連携する

第2節 基本方針

(1) 保存管理の基本方針

a 史跡の保存管理

保存管理

史跡の本質的価値を次世代に継承していくため、史跡の保存修理・管理を確実に行う。

指定地の明示や境界杭の設置を行う。

史跡の本質的価値を構成する諸要素や、景観の保全のための日常管理を行う。

防災・防犯

設備点検を行い、万全の体制を作る。

防災訓練や講習会を開催する。

樹木伐採や排水・法面对策を行う。

周知

現状変更の基準や手続きを明確に示し、土地所有者や関係者の理解を得た適切な保存管理を図る。

b 旧見付学校校舎および磐田文庫（歴史的建造物）の保存管理

- ・旧見付学校校舎および磐田文庫ともに耐震診断を行い、その結果をもとに耐震補強を含めた保存修理計画の策定を行う。
- ・石垣の経年変化や指定地の発掘調査を行い、保存管理上の資料を得る。

c 周辺地の追加指定の方針

本質的価値を構成する諸要素に密接に関連する土地について、追加指定の意見具申を行う。

(2) 活用の基本方針

a 史跡の活用

- ・案内看板の改訂や散策マップの作成を行う。
- ・史跡指定地であることを意識し、周辺地を含めた活用を行う。

b 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用

- ・展示施設としての活用方法を再検討する。
- ・小学生を中心とした活用を最も重要な事業として位置づけ、推進していく。
- ・一般市民を対象とした活用事業を行う。

c 調査研究

- ・関連する諸要素である教育資料等の整理や活用を行う。

d 情報発信

- ・外国人向けの情報発信を行う。
- ・類似施設との交流を行う。

- ・広報や旧見付学校だよりを充実させ、報道、デジタルコンテンツを用いたPRを行っている。

（３）整備の基本方針

a 史跡の整備

- ・将来的な整備基本計画の策定に向けての資料収集を行う。
- ・北エリアのテニスコートを撤去する。
- ・中央エリアの所有者である宗教法人と、社叢の保全や植栽樹の伐採について協議する。
- ・管理棟やトイレの移設について、周辺地の整備を含めた可能性調査を行う。
- ・門・木柵についての資料を収集し、往時の環境復元についての資料を得る。

b 周辺地整備

- ・指定地周辺について、駐車場の拡大や見晴らし、管理棟・トイレの移設を含めた整備に向けて関係機関との協議を行う。
- ・危険木・支障木の伐採や排水対策・法面对策を行う。

c 防災・防犯整備

- ・防災や防火、防犯の観点から必要な整備を行う。

（４）運営・体制の整備の基本方針

a 人的資源の強化

- ・研修やマニュアルの作成などを通じ、職員の資質向上をめざす。
- ・ボランティアの育成を推進する。

b 審議会等の充実

- ・文化財保護審議会・旧見付学校協議会の充実を目指す。

c 連携の強化

- ・市役所内の連携を強化し、情報交換を密にする。
- ・民間団体や大学などの研究機関との連携を強化する。

d 防災・防犯体制

市役所内の体制と関連団体の体制に分けて整理し、非常時に備える。

e 所管換え

北エリアおよび見付本通り公園について、所管部署間の協議を行う。



図 40 大綱・基本方針模式図

第8章 保存の方向性と方法

第1節 方向性

(1) 史跡の保存管理

a 指定地全体の保存管理

・史跡および本質的価値を構成する建造物の保存や景観の保全のための日常管理を行う。具体的には目視等による定期的なチェックを行い、必要に応じて専門機関による診断を行う。また、き損箇所及び可能性の高い場所の定期的な診断を行い、史跡の保全に影響がないよう万全を期する。万が一き損している場合は迅速に修理し、長寿命化を図る。

・標識・説明板・境界標等について、速やかに設置または改修を行う。

・宗教法人の所有地について、市が所有する土地と一体的に管理・整備を行えるような環境を作る。

b 防災・防犯

・定期的に防火・防犯設備の点検を行い、万全の体制を作る。

・危険箇所の点検や消防・避難訓練等を継続し、救急救命講習会を開催する。

・史跡の本質的価値を損なう恐れのある危険木・支障木については伐採する。また史跡に影響を及ぼす可能性のある排水対策・法面对策を講じる。

c 現状変更の取扱方法・基準の周知

・指定地内の現状変更の基準や手続きについて、市有地である南エリア・北エリアと、淡海国玉神社所有地である中央エリアに分けて具体的に示し、土地所有者や関係者の理解を得た適切な保存管理を図る。

(2) 旧見付学校校舎および磐田文庫（歴史的建造物）の保存管理

・2棟の歴史的建造物について耐震診断を行う。その結果をもとにした耐震補強の方法について検討し、保存修理計画を策定する。

・石垣カルテを作成し、経年変化の観察を継続的に行う。一定期間を経て三次元計測を実施し、比較検討を行う。

・保存管理の資料とするため、指定地内の発掘調査を行い、痕跡調査や裏込め土、掘り込み地業などについてのデータを得る。

(3) 周辺地の追加指定の方針

指定地内の国有地であった未指定地および指定地の西側に位置する大久保家について、所有者等の同意を得て追加指定の意見具申を行う。

第2節 保存管理

(1) 日常管理（史跡）

施設職員が半年に一度、現状変更の有無について巡回し、目視等による定期的なチェックを行う。チェックにあたっては以下のようなチェックリストを作成する。また定点での写真撮影を行って経年変化が追えるようにする。

万が一き損等が見られた場合は、文化財課管理グループに連絡し、本課職員が現状を確認したうえで県文化財課への報告を行う。

表6 日常管理（史跡）チェックリスト

チェック場所		チェック項目	診断結果		特記事項
南エリア	前庭	土砂の露出、掘削痕がないか	○	×	
	校舎北側	土砂の露出、掘削痕がないか			
	磐田文庫周辺	擁壁に異常はないか			
中央エリア	社殿周辺	土砂の露出、掘削痕がないか			
	境内西側	斜面部に異常はないか			
		メリケントキンソウが繁茂していないか			5月のみ
	境内北側・東側	斜面部に異常はないか			
		新たな植樹はないか			
北エリア	全体	土砂の露出、掘削痕がないか			

(2) 日常管理（旧見付学校校舎および磐田文庫【歴史的建造物】）

施設職員が月に一度、目視等による定期的なチェックを行う。チェックにあたっては以下のようなチェックリストを作成し、また定点での写真撮影を行って経年変化が追えるようにする。

万が一部材等の劣化や、き損等の現状変更が見られた場合は、文化財課管理グループに連絡し、本課職員が現状を確認したうえで速やかに県文化財課への報告を行う。

チェックによって万が一き損・劣化が認められる場合は専門機関の診断を行い、その結果に応じて迅速に修理し、長寿命化を図る。

また、定期的に専門機関による診断を行う。また、き損箇所及び可能性の高い場所の定期的な診断を行い、建物の保全に影響がないよう万全を期する。

表7 日常管理（旧見付学校校舎および磐田文庫）チェックリスト

チェック場所			チェック項目	診断結果		特記事項
外面	南面	壁面	漆喰がひび割れていないか 汚れていないか	○	×	
		屋根	凹凸がないか 破損はないか			
		樋	破損はないか 壁面が汚れていないか			
	西面	壁面	漆喰がひび割れていないか 汚れていないか			
		屋根	凹凸がないか 破損はないか			
		樋	破損はないか 壁面が汚れていないか			
	東面	壁面	漆喰がひび割れていないか 汚れていないか			
		屋根	凹凸がないか 破損はないか			
		樋	破損はないか 壁面が汚れていないか			
	北面	壁面	漆喰がひび割れていないか 汚れていないか			
		屋根	凹凸がないか 破損はないか			
		樋	破損はないか 壁面が汚れていないか			
	玄関		柵は腐食していないか			
	階段		手すりが腐食していないか			
	石垣		割れ礫の状態は変わっていないか			
内部	1階	壁面・柱	汚れや破損・ヒビはないか			
		天井	凹凸や汚れはないか			
		扉・窓	枠の破損はないか			
	2階	壁面・柱	汚れや破損・ヒビはないか			
		天井	凹凸や汚れはないか			
		扉・窓	枠の破損はないか			
	3階	壁面・柱	汚れや破損・ヒビはないか			
		天井	凹凸や汚れはないか			
		扉・窓	枠の破損はないか			
	4階	壁面・柱	汚れや破損・ヒビはないか			
		天井	凹凸や汚れはないか			
		扉・窓	枠の破損はないか			
	5階	壁面・柱	汚れや破損・ヒビはないか			
		天井	凹凸や汚れはないか			
		扉・窓	枠の破損はないか			

（３）標識等

・標識・説明板・境界標等のうち、標識は未設置である。また、説明板は設置しているが、規則に準じた内容とはなっていない。境界標は一部のみ設置してあるが、全部ではなく素材・規模が要件を満たしていない。

これらの標識等については、下記の「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に従った内容で、できるだけ速やかに設置または改修を行う。

（４）管理団体の指定

中央エリアについては淡海国玉神社の所有であり、保存管理や整備にかかる事業は法人が行うことになる。しかし、指定地全体を調和的に整備するためには、市が一体として事業を行うことがスムーズである。

そのため、磐田市が文化財保護法第 113 条に規定する管理団体の指定を令和 5 年 12 月 7 日付で受けている。

【参考】文化財保護法

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

表 8 史跡名勝天然記念物標識等
設置基準規則に基づく標識等の設置基準

識	素材	石造 (特別の事情があるときは金属・コンクリート・木材 その他石材以外の材料)
	載事項	史跡 旧見付学校附磐田文庫 文部科学省 昭和44年4月12日指定 (令和●年●月●日建設)
明板	載事項	史跡 旧見付学校附磐田文庫 昭和44年4月12日指定 指定理由 説明事項 保存上注意すべき事項 その他参考になるべき事項 指定地域を示す図面
界標	素材	石造またはコンクリート造
	状	一辺13cmの四角柱 地表からの高さは30cm以上
	字	上面 指定地域の境界を示す方向指示線 側面 史跡境界及び文部科学省の文字
	設置場所	指定地域の境界線の屈折する場所 その他境界線上の主要な地点

第3節 防災・防犯対策

史跡内に設置してある火災報知器や消防ポンプ、放水銃や防犯カメラ、消火器などについて専門業者による点検を継続する。

また、文化財防火デーなどの機会を利用し、危険箇所点検や消火訓練・避難訓練を実施し、消防署員から助言を受ける。またAEDの使用訓練、救急救命訓練、講習会などを行う。

市有地内の樹木については、史跡の本質的価値に影響があるものについては伐採する。さらに、台風などによって樹木が倒れた場合、地域住民への被害が想定されることから、危険木・支障木について、適切に剪定または伐採をする。特に、高木は原則として伐採する。

法面については現状を把握し、安全対策が必要かどうか判断する。崩壊の危険がある斜面上に存在する樹木については伐採や斜面の成型、保護マット、ワイヤーネットなどの崩壊対策について検討する。メリケンキンソウの繁茂は怪我の危険があるため、除草する。

防犯対策については、文化庁の「文化財の防犯対策について」（平成27年4月30日付通知）に準拠し、定期的な見回りや声かけ、死角になりやすい暗がりもなくすなどの処置を行う。

神社やその関係者、地元自治会に対しては消防訓練への参加を呼びかけ、消火器や火災報知器の設置への協力を呼び掛ける。また、救急救命講習会等を開催する。



写真 92 淡海国玉神社本殿の倒木
平成 23 年

第4節 現状変更等の取り扱い方針と取り扱い基準

(1) 現状変更等の許可を必要とする行為

史跡指定地内において現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。また、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、当該市の教育委員会がその事務を行うとある。

なお、文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。同項にはただし書きがあり、許可が必要ない行為が規定されている。

以上を踏まえ、史跡指定地内において想定される現状変更等の行為を次のように整理する。

(2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

＜共通の手続き上の留意点＞

文化庁長官の許可を必要とする現状変更等のうち、建築物の新築・建替えなど、より慎重に取り扱う必要のある事項は、国・県と早い段階で協議し、その取扱いについて判断していく。

なお、文化庁長官の許可を必要とする現状変更等については、すべてにおいて国・県と協議し、現状変更等の申請に対処する。

また、本書に記載がない、現状変更等の取扱方針および取扱基準に該当しない事案が生じた場合は、国・県と協議し、現状変更等の申請に対処する。

本計画が対象とする史跡は2件の所有者がいるのみであり、また現状変更の可能性も限られている。以下に所有者別の取り扱い方針を示し、別表で基準を示す。

a 南・北エリア（市有地）

磐田市の所有地であり、本質的価値を構成する諸要素である旧見付学校校舎及び磐田文庫、旧幼稚園舎・園庭跡及びその他の諸要素がある（※）。

本質的価値を構成する諸要素である旧見付学校校舎及び磐田文庫と前庭、旧幼稚園舎・園庭跡については、その価値を損なわず、かつ史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として現状変更を認めない。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の建て替え、改築、修繕、模様替えは、史跡の保存が図られ、かつ史跡としての景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。

※本質的価値を構成する諸要素…旧見付学校校舎および磐田文庫、前庭、旧幼稚園舎・園庭跡

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素…石灯籠・管理棟・ポンプ小屋及び放水銃・側溝・電柱・防犯カメラ・水道管・集水桝・植栽樹・防火水槽・説明板・園路・舗

装路・門・木柵・テニスコート跡および観覧席・フェンス等・擁壁

b 中央エリア（淡海国玉神社所有地）

宗教法人の所有地であり、宗教活動を行うに不可欠な要素がある。また、近隣住民が自治活動上使用する倉庫なども設置されている。本質的価値を構成する諸要素である境内地と、本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素がある（※）。

本質的価値を構成する諸要素である境内地（遊歩場）については、その価値を損なわず、かつ史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として現状変更を認めない。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の新築は宗教活動及び自治活動上必要な建築物について、本質的価値をそこなわない措置が講じられる場合のみ必要最低限の規模で認める。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の建て替え、改築、修繕、模様替えは、本質的価値をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。

※本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素…神社本殿・拝殿・幣殿・石垣

鳥居・社号碑・中門・石段・石段標柱・兎像・井戸小屋・手水舎・納札所標柱・
石灯籠・玉垣・案内板・社務所・神社倉庫
馬場町防災倉庫・自主防災会ポンプ倉庫・遊具
社叢・植栽樹・電柱・水道管・側溝・放水銃・舗装路

（用語の定義）

遺構 地下に埋設されている基礎工事（掘り込み地業、整地・盛土等）の痕跡、副築の柱痕等

改築 従前の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの（著しく異なるもの）を建てること。元の建物と著しく異なるときは「新築（建替え）」又は「増築又は増改築」と捉える。

修繕 経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

模様替え 建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で、建築物の材料や仕様を替えて、建築当初の価値の低下を防ぐこと。

区画形質の変更 「区画」の変更：公共施設（道路や水路など）の新設又は改廃を伴う土地の分割又は統合のことで、具体的には道路や水路などの新設、つけ替え、廃止などを行うこと。

「形質」の変更：土地の形態、地目を変更すること。

史跡としての景観をそこなわない範囲

建造物・構造物にあつては白色・黒色または灰色の外観であること。

本質的価値を構成する建造物等の景観を阻害しないものであること。

園路等を横断しないものであること。

その他景観にそぐわないと判断されたもの。

表9 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの (届出先)	根拠法令など行為の内容 (抜粋・要約)	旧見付学校附磐田文庫における例
文化庁長官	■文化財保護法第125条第1項 ○現状変更 ・土地の形状の変更を行う行為 ・建築物の新築・増改築・除去など ※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ※法施行令第5条第4項の規定に基づく行為は除く(下記)。	【現状を変更する行為】 ○建築物(トイレ・ポンプ室など)の新築・増築・改築・除却・修繕、色彩の変更 ○園路・広場の設置・舗装 ○地形・区画形質の変更、掘削 ○木竹などの植栽・移植・除根 ○発掘調査など各種調査、史跡の保存整備など ○地下遺構の直上または建造物における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為 ○石・木材などの露出遺構の薬剤処理など 【保存に影響を及ぼす行為】 ○植栽等
磐田市教育委員会	■法施行令第5条第4項 ○小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120㎡以下など)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(設置の日から50年を経過していない工作物) ○道路の舗装若しくは修繕(土地の形状の変更を伴わないもの) ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管又は下水道管その他の改修 ○建築物などの除却(建築又は設置の日から50年を経過していないもの) ○木竹の伐採 ○保存のため必要な試験材料の採取など	○イベントなどに利用される仮設建築物の整備 ○工事に関わる仮設建築物(2年以内)の整備 ○工作物(塀・柵など)の設置・改修・撤去 ○園路・広場の修繕 ○説明板、看板などの設置・改修・撤去 ○水路排水関連工作物、電気配線などの設置・改修・撤去 ○木竹の伐採

表 10 現状変更等の許可を必要としない行為

区 分	根拠法令など行為の内容(抜粋・要約)	旧見付学校附磐田文庫における例
維持の措置	■文化財保護法第125条（第1項ただし書き） ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ○前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記） ■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第4条（上記ただし書きの範囲） ○き損などからの原状復旧 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するととき。 ○き損などの拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 <許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合> ※文化財保護法第127条 ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く。	○き損などからの原状復旧 ・部分的にき損している建物の壁、屋根、窓枠、手摺りなどの現状復旧 ・一部が崩れている崖面などの原状復旧 など ○き損などの拡大を防止する応急処置 ・き損している屋根への一時的なシート、支持柱の設置など ○復旧が不可能な場合における、き損部分の除却 ・学校建物の一部材の腐朽による崩落の危険性がある場合、部材を切除する
非常災害のために必要な応急措置	■文化財保護法第125条（第1項ただし書き） ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	○崩落や浸水を防ぐ土のうの設置 ○シートによる文化財の保護 ○立入禁止柵などの設置 ○倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去 など
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	※同上	○危険樹木、史跡の利用上支障となる樹木の除去（部分的な除去：許可の必要な行為かどうか、個別具体的に検討する）など ○花などの植栽（影響の軽微である場合）
一般的な管理行為	※同上	○清掃 ○除草、下草刈り ○樹木の管理（剪定・除草・下刈・つる切りなど枝打ち） ○枯損木・倒木・危険木の伐採および除却 ※許可が必要な行為かどうかは、個別具体的に判断する。

表 11 現状変更等の取扱基準

		北・南エリア（旧見付学校及びテニスコート部分、市有地）	中央エリア（神社境内）
現状変更等の取扱方針		史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として現状変更を認めない。	
現状変更等の取扱基準	共通事項	○本質的価値の保護に影響を及ぼす行為、または史跡として相応しい景観に影響を及ぼす行為は、原則として認めない。	
	建築物の新築など	○原則として、建築物の新築を認めない。	○原則として、建築物の新築を認めない。 ○ただし、現に営まれている宗教活動および自治活動上真に必要な建築物については、本質的価値をそこなわず、かつ史跡として相応しい景観をそこならない措置が講じられる場合のみ、必要最低限の規模で新築を認める。
		○調査成果に基づく建築物の整備（復元・再現など）、史跡の保存・活用に資する小規模な建築物の新築は認める。なお、本質的価値をそこなわず、かつ史跡として相応しい景観をそこならない措置が講じられることを前提とする。 ○既存建築物（今後、整備されるものを含む）の建替え、改築、修繕、模様替えは、本質的価値をそこなわず、かつ史跡として相応しい景観をそこならない措置が講じられる場合のみ認める。 ○既存建築物の移設・撤去を認める。	
		○園路・広場、駐車場などについては、史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として新設を認めない。	○園路・広場、駐車場などについては、史跡の保存・活用上又は宗教活動および自治活動上、真に必要なと認められる場合以外は、原則として新設を認めない。
	園路などの敷設・改良など	○園路・広場、駐車場などを新設・改良する場合は、本質的価値をそこなわず、かつ史跡として相応しい景観をそこならない措置が講じられることを前提とする。 ○公園への進入路の新設、ルートの変更は認めない。 ○既存の進入路・公園（広場）を改良する場合は、本質的価値をそこなわず、かつ史跡としての景観をそこならない工法・材料によることにする。	
	工作物の設置・改修・撤去など	○本質的価値を構成する諸要素および本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素については、原則として現在地で適切な維持管理および修理などを行うこととするが、史跡の保存・活用上、必要と認められる場合は、移設・撤去を認める。 ○史跡の保存・活用のために資する要素の改修・更新、移設、撤去は、本質的価値をそこなわず、かつ史跡の景観をそこならないことを前提に認める。 ○電気、上下水道などの工作物の設置（新設）については、本質的価値をそこなわず、かつ史跡の景観をそこならないことを前提に認める。	
	地形・区画形質の変更	○原則として、地形・区画形質の変更を認めない。 ○調査成果に基づく遺構の表現、史跡の保存・活用のために必要な小規模の地形・区画形質の変更以外については原則として認めない。 ただし、将来的に整備委員会などを組織して検討し、整備基本計画に記載された場合を除く。その場合は、国・県と協議し取扱いについて判断していく。	
		○宗教活動上真に必要な場合においても、地形・区画形質の変更は原則として認めない。 ただし、将来的に整備委員会などを組織して検討し、整備基本計画に記載された場合を除く。その場合は、国・県と協議し取扱いについて判断していく。	
	植栽	○原則として新たな植栽を認めない。 ○ただし、史跡の保存・管理上において必要な新たな植栽は、本質的価値をそこなわず、かつ史跡の景観をそこならないことを前提に認める。	○原則として新たな植栽を認めない。 ○ただし、宗教活動上や敷地の管理上において必要な新たな植栽は、本質的価値をそこなわず、かつ史跡の景観をそこならないことを前提に認める。
		○植栽の管理のための伐採、剪定などは認める。	

第5節 旧見付学校校舎および磐田文庫（歴史的建造物）の保存管理

（１）建造物の耐震診断の実施

歴史的建造物である旧見付学校校舎および磐田文庫について耐震診断を行う。また、耐震能力が不足していると判定された場合は補強方法についても検討を行う。

これらの結果を踏まえて、保存修理計画を策定する。

（２）経年変化の観察

石垣については破損礫の状態チェックや、破損礫の増加の有無などをオルソ画像のチェックによって行う。また、オルソ画像をもとにして以下のような項目を記載した石垣カルテの作成を行う。

- ①石垣の規模・形状
- ②石垣の石材・石質
- ③石垣の変形状況
- ④石垣に生えている植物等

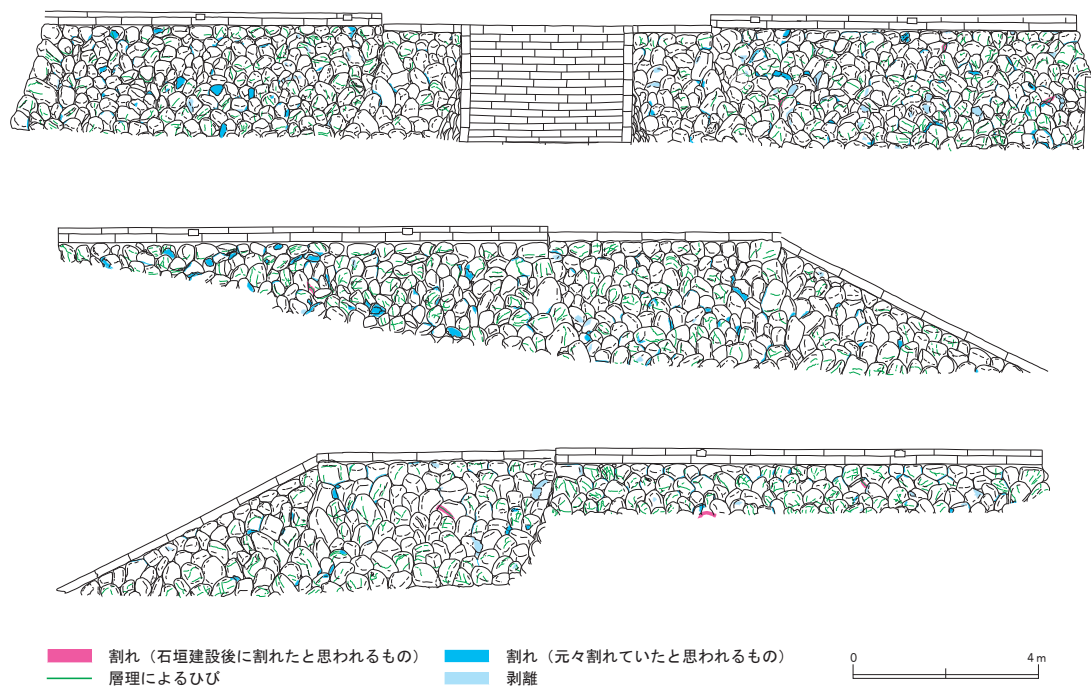


図 41 石垣構成礫の破損状況

（３）発掘調査

史跡指定地内の発掘調査を行い、状況確認を行う。調査地点は以下の地点を想定し、有識者の助言を得て適宜変更する。

①旧見付学校校舎床下内部

旧見付学校校舎が建つ磐田原台地の縁辺部の状況（地山土と南側の一部にあると想定される盛土の境界ライン）、および石垣裏込め土の確認を行う。

②同上 石垣下部

現状で見えている石垣のさらに下部にある基礎石や、周縁部にあると思われる掘り込み地業の範囲や深さ等の確認を行う。

③第一副築痕跡調査

所有者の同意を得て中央エリア南東における残存状況を確認する。

④第二副築痕跡調査

北エリア南側における残存状況を確認する。

⑤その他

前庭における御大典記念公園の池跡や井戸跡の痕跡を調査する。

第6節 史跡の追加指定の方針

史跡に関連する土地のうち、水路は国有地であったため、令和6年度に取得及び移転登記を行って市有地となった。今後、追加指定を行うこととする。

磐田文庫の敷地は一部未指定である。また、指定理由においても大久保家が見付学校・磐田文庫双方の設立に大きく関与したことが触れられており、これをあわせて保存することが史跡の理解を深めることになると考えられる。

大久保家の事績は以下の通りにまとめることができる。

①今川氏によって淡海国玉神社の神官に任じられ、同時に遠江国の中枢域である見付地区の統治を任されていた。さらに住民の意見を背景に代官停止を願い出て、自治都市としての地区の発展に貢献した。

②徳川氏の支配下においても引き続き神官の立場にあり、見付地区のみならず国内の宗教的な中心であり続けた。

③幕末には遠州国学の中心となり、寺子屋を開き、また磐田文庫を設立して後進の育成に力を尽くした。また遠州報国隊を組織し、有栖川宮の東征軍の従軍許可を得たことで、地方神官を中心とした討幕運動の事例として評価されている。維新後は政府に出仕し、市内出身者としては唯一人の叙爵者（男爵）となっている。

④自邸及び神社境内を見付学校の敷地として寄附し、また書籍の寄附なども行った。明治9年（1876）には学校幹事・世話係に就任、見付町長だった明治24年（1891）の運動場の寄附・工事などにも貢献している。

なお、子孫も町助役などとして町政に貢献した。



写真 93 大久保家



写真 94 大久保家内部

以上の理由から、現在の指定地である学校敷地及び神社境内のみではなく、神官屋敷地を含めた一体的な保全が史跡の保護及び活用に利すると判断できる。大久保家が所有する土地について追加指定を行うよう意見具申を行う。

意見具申を行うにあたっては、土地所有者及び関係者の意見聴取を行い、その同意を得る。



図 42 大久保家周辺図

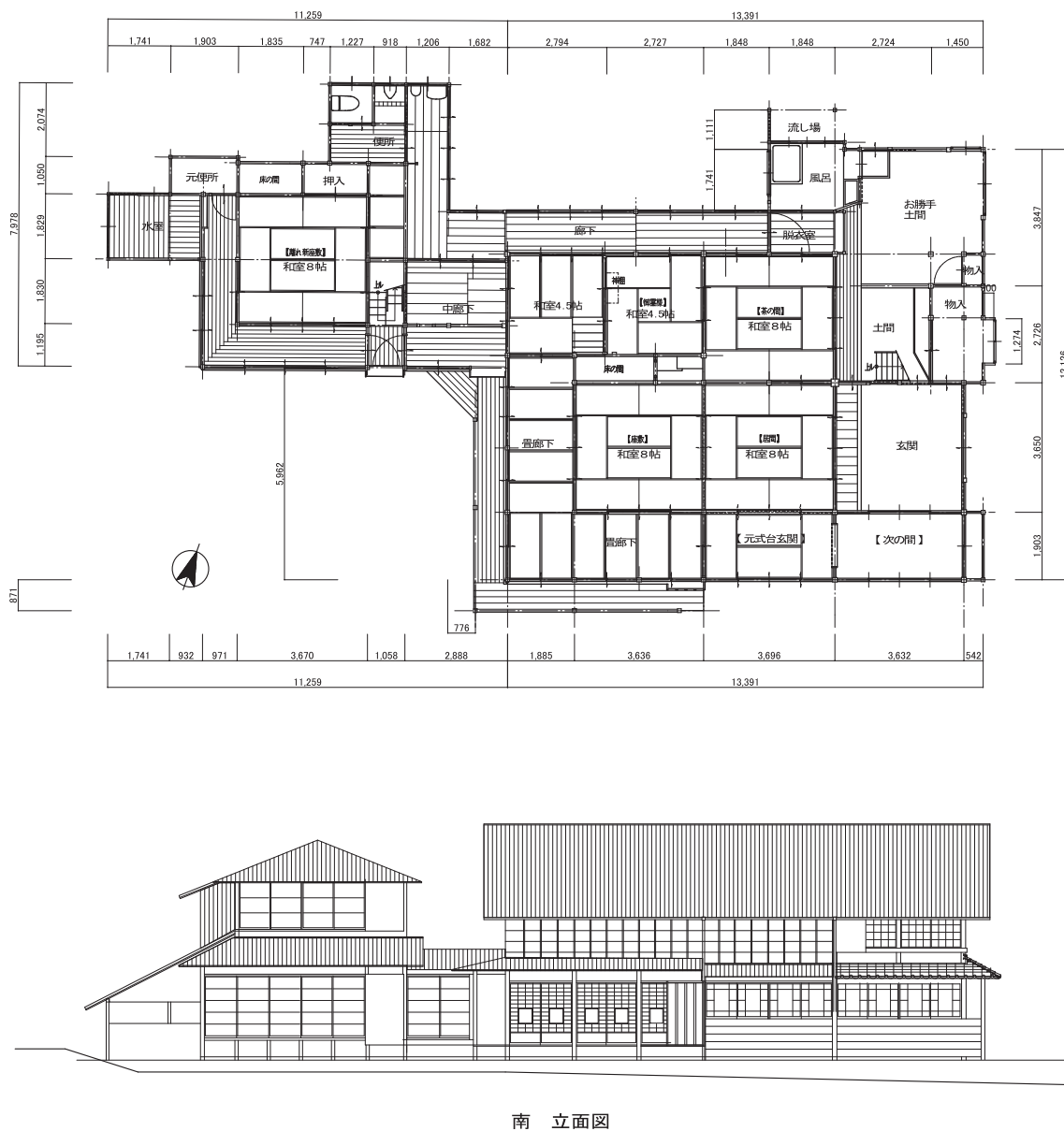


図 43 大久保家 1 階平面図・南面立面図

第9章 活用の方向性と方法

第1節 方向性

(1) 史跡の活用

- ・既設の案内看板について内容を改訂する。
- ・史跡内および周辺地の周遊コースの選定を行い、散策マップなどを作成する。
- ・史跡としての案内ポイントを設定し、関係者に提示し、研修等を行って周知する。

(2) 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用

- ・展示備品が建物に与える影響調査を行い、影響があると判断された場合には撤去する。
- ・常設展示の入れ替えを行う。
- ・企画展を計画的に実施する。
- ・模擬授業（昔の授業体験）を活用の中心的事業と位置づけ、一層の活用を図る。また、開校年や入場者数などを記念したイベントを実施する。
- ・学校教育部門と連携し、市内小学生を対象としたメニューを提示し、施設利用を促進する。
- ・講演会など、一般市民を対象とした活用事業を行う。
- ・民間団体が行うイベント企画等に積極的に協力する。

(3) 調査研究

- ・第一副築・第二副築の資料や、門及び木柵の変遷、北エリアの改変状況などの資料を研究し、保存修理に資するとともに市民への公開・活用を行う。
- ・教育資料や沿革誌などを収集し、教育資料についてはデータベース化を、沿革誌については読み下しを行う。また、地域住民に対して教育資料の寄贈の呼びかけを行う。
- ・文庫の蔵書を整理し、台帳の製作を行う。
- ・教育資料データベースや磐田文庫の台帳について研究者向けに資料提示を行うとともに、一般向けや学校教育等にも活用することにより磐田文庫の価値の向上につなげる。

(4) 情報発信

- ・「しずおか遺産」に認定された自治体や、県外の明治期の学校が保存されている自治体に呼びかけ、類似施設との交流や新たな事業による相乗効果について検討する。
- ・「旧見付学校だより」を継続して刊行する。刊行にあたっては年間計画を定め、内容を課内でチェックし、充実した内容となるよう配慮する。
- ・デジタルミュージアムなどの先端技術を活用した事業を検討し、収蔵資料の公開を促進する。
- ・自ら情報発信と同時に、マスコミなどを通じた情報発信も積極的に行っていく。

第2節 史跡の活用

(1) 案内看板の改訂

現在設置してある案内看板について、内容の改訂を行う。改訂にあたっては、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に従って製作する説明板との位置関係や設置内容等についての整合を図る。看板にはQRコードを付し、これを利用して動画や音声での案内などの情報提供を行う。

外国人についても、観光客向けには欧米やアジア圏の言語が想定されるが、市内には9,800人以上の外国籍の住民がおり、国籍別では半数以上がブラジル、次いでフィリピンが16%強を占める他、ベトナム、インドネシア、中国の順に構成比が高い（令和7年1月末国籍別外国人人口統計より）。こうした状況を踏まえ、上記の言語に加えてポルトガル語などの言語にも対応できるよう、案内看板やパンフレットなどにQRコードを用いるなどの方策を検討する。

(2) 散策マップ・パンフレットの製作

史跡指定地及び周辺地の散策マップを作成し、それぞれのマップには右の要素を表示するものとする。

また、指定地周辺の教育関係史跡（宣光寺・省光寺・金剛寺〔仮校舎提供寺院〕・鐘鑄塚校舎・城之腰校舎・大善坊校舎・寄宿舎跡・子ども厄除け地蔵など）を集め、周遊コースとして紹介し、観光客の滞留の長時間化を図る。

コースは、例えばしっぺいの足跡によって表示するなど、親しみの持てるデザインになるよう工夫する。

史跡の指定を受けていることを念頭に置き、指定地内の見どころについて紹介するパンフレットを製作する。

また、東海道めぐりの拠点として周辺散策や店舗紹介などのパンフレットを製作し、積極的なアピールを行う。

表 12 散策マップ（史跡）表示項目

本質的価値を構成する諸要素	旧見付学校
	磐田文庫
	前庭
	神社境内
	第1副築跡地
	第2副築・幼稚園跡地
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	淡海国玉神社
	管理棟
	トイレ
	駐車場

表 13 散策マップ（周辺文化財）

表示項目

関連文化財	塔之壇公園
	見付本通り公園
	見付宿いこいの広場
	大久保家
	女子寄宿舎跡
	子ども厄除け地蔵
校舎跡地	鐘鑄塚校舎跡
	大善坊校舎跡
	城之腰校舎跡
仮校舎	宣光寺
	省光寺
	金剛寺
遠州三大学校	若宮八幡宮（西之島学校跡）
	医王寺（坊中学校跡）

(3) ガイドツアーの実施

案内看板へのQRコードの掲載を利用したガイドツアーを実施する。また観光ボランティア

ィアガイドにも働きかけを行い、スキルアップ研修への協力やツアーガイドの企画や実施に協力する。

実施にあたってはツアーガイド用の冊子を作成し、ガイドマニュアルとしての機能を持たせる。

第3節 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用

(1) 展示の見直しと企画

まず、現在設置している展示ケースや模型などが建造物に影響を与えていないか、調査を行う。

影響があると判断された場合には、建造物の保護を第一とし、早急に展示備品の撤去を行う。

常設展示について、「重要文化財」ではなく「史跡」であることの紹介や、その違いの解説を行い、理解を促す。また、定期的に展示替えを行い、市民や近隣市町住民、その中でも特に子育て世代へのアピールを行い、リピーターの増加を狙う。

これに加え、期間を限定したさまざまな企画展を行っていく。

教育資料については、「明治時代の教育」などの漠然とした広いテーマではなく、細部の項目を深く掘り下げた企画を検討し、たとえば「優良表彰」「卒業」「夏休み・冬休み」「遠足」など、当時の児童の日々に迫るような企画展になるよう努力する。また、展示会の開催についてのノウハウが豊富な調査グループや歴史文書館の職員が参画し、より充実した内容の展示会になるように連携を強化する。

また、教育資料に限定せず、民俗資料の展示企画も行う。

学校関係資料の一部については本書の作成過程で寄贈者が判明したものもあり、今後の展示替えに役立たせる。

また、令和3年度には歴史文書館において学制150年を期して「歴史資料から見た磐田の近代教育」と題する展示会を行った。この中では見付地区以外の教育資料に



写真 95 「学制」公布 150 年と令和の教育展
(令和3年)



写真 96 リニューアルした3階スペース
(令和3年)



写真 97 令和3年度歴史文書館企画展
「歴史資料から見た磐田の近代教育」
(歴史文書館会場)

ついて掘り下げを行い、磐田市の近代教育が見付地区だけの特許ではないことを示した。

「遠州三大学校」と呼ばれた塔屋を持つ洋風校舎がすべて市内にあることを踏まえ、見付学校以外の学校にも目を向ける必要がある。

同様に旧赤松家記念館ともコラボした企画を検討し、相乗効果を狙う。

（２）イベント企画の実施（Living History※）

「昔の授業体験事業」について、マンネリに陥らないよう内容を見直しながら継続的に行っていく。たとえば教師の服装や、授業科目についても検討する。文化庁が推進する Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業の応募も検討する。

また、「緋の着物で町並み散策」等の事業については、地元の商店街との触れ合いも可能な事業であり、今後も継続して行っていく。また、旧赤松家や歴史文書館との連携も継続していく。

また、切のよい（10 万人単位の）入館者数到達記念のイベントも引き続き開催する。

さらに、令和 3 年度には学区内の中学校と協議し、美術部の作品展示を行った。こうした試みを継続し、地域に親しまれる施設であることをアピールしていく。



写真 98 昔の授業体験（令和元年）



写真 99 緋の着物で撮影散策（令和 3 年）



写真 100 入館者 50 万人記念式典
（令和元年）



写真 101 地元中学校とのコラボレーションによる企画（黑板アート 令和 3 年）

（３）展示会・講演会の開催

過去には教育に関する講演会を行った実績があるが、外部講師を招いた講演を行うことにより、史跡としての価値を再認識し、また教育史や建築史、近代史など、さまざまな観点から本質的価値を見直す契機とする。

（４）イベント企画への協力（Unique Venues※の創造）

民間団体などが行ういわた大祭り・見付宿たのしい文化展などのイベントや、神社祭典などに積極的に協力し、ともに見付地区を盛り上げる一助となるよう企画する。令和３年度には「見付宿歴史講座」として、中央図書館視聴覚室を会場とした講座を開催した。新型コロナウイルス拡大防止の観点から会場定員の1/2の60名を参加上限としたが、応募多数のため抽選となった。民間団体の企画には演奏会の実施など、これまでもユニークベニューと言える企画が含まれていた。補助事業にならないかなど、文化庁が発行している『文化財を活用したユニークベニューハンドブック』を参考にしながら研究や助言を行う。



写真 102 見付宿歴史講座風景
(令和４年２月)



写真 103 復元教室を使った演奏会
平成 30 年・令和元年

※Living History…往時を再現した復元行事・歴史体験事業の実施、及び当時の調度品や衣装の整備・展示等を通じて歴史的な出来事や当時の生活を再現することにより、生きた歴史の体感・体験を通じて文化財の理解を促進する取り組み。

※Unique Venues…博物館・美術館、神社仏閣、歴史的建造物、庭園、公共スペースなど、地域の風土や文化を体感できるこれらの施設や空間をイベントやレセプション等の会場として利用するために、本来の業務とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される場所。

第4節 調査研究

旧見付学校には、近代最初期にあたる時期に建てられた建造物としての価値が存在する。同時に、旧見付学校校舎の立地は淡海国玉神社とその神官家である大久保邸との境界にある。これらは学校の創立経過を見れば必然的なものであり、ここに史跡としての価値を見出すことができる。また、小学校としての使用が終わってからも、県立見付中学校や見付高等裁縫女学校など、学校教育の場としての使用は継続されてきた。戦後も市立郷土館として社会教育の場として使用され、現在も教育資料館としての使命を果たしている。ここには教育の場としての価値が存在する。

以上の価値をより高めるために、見付学校・磐田文庫関連資料や『沿革誌』などの資料の整理、台帳の作成を行う。作成した台帳等はデジタルコンテンツとして作成し、インターネット等を通じて誰でも使用できるデータとして公開する。

また、特に見付地区の住民に呼びかけ、卒業証書や教科書などの教育資料の寄贈を促す。

今後も引き続き市全体で教育資料の充実に努め、見付地区の住民以外にも愛される文化財であるように努力していく。

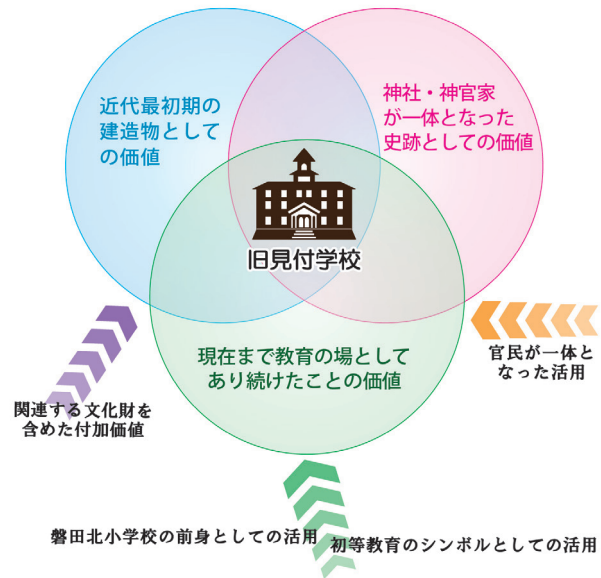


図 44 旧見付学校を取り巻く環境と価値づけのイメージ



写真 104 沿革誌

表 14 沿革誌一覧 令和 4 年 3 月借用・複写

No.	類	番	号	年代	名称	学校名	存続年代
1	—	—	ノ一	自明治初年	学校沿革誌	見付尋常小学校	明治20年～ 明治41年
2	—	—	ノ二	自明治22年	学校沿革誌		
3	—	—	ノ三	自明治27年	学校沿革誌		
4	—	—	ノ四		沿革史		
5					沿革誌 第六項 経済		
6	—	—	三		校規	見付尋常高等小学校	明治41年～ 昭和16年 (昭和23年) (大正11年～大 正14年までは第 一・第二尋常高 等小学校) (昭和16年以降 は見付国民学 校、昭和22年以 降は見付小学 校)
	—	三	—				
7	—	—	三ノ一	自 明治41年 至 大正11年	七冊ノ内一 沿革誌 設備		
	—	三	—		学校沿革誌		
8	—	—	三ノ二		七冊ノ内二 沿革誌 学校基本財産		
	—	三	二		学校沿革誌		
9	—	—	三ノ三		七冊ノ内三 沿革誌 校員		
	—	三	三		学校沿革誌		
10	—	—	三ノ四		七冊ノ内四 沿革誌 生徒		
	—	三	四		学校沿革誌		
11	—	—	三ノ五		七冊ノ内五 沿革誌 経済		
	—	三	五		学校沿革誌		
12	—	—	三ノ六		七冊ノ内六 沿革誌 学事関係吏員		
	—	三	六		学校沿革誌		
13	—	—	三ノ七		七冊ノ内七 沿革誌 記事概要		
	—	三	七		学校沿革誌		
14				自 大正14年4月 至 昭和22年3月	沿革誌 第一輯	見付女子尋常高等小学校	明治41年～ 大正11年
15				自 大正14年4月 至 昭和22年3月	沿革誌 第二輯		
16	—	—	四ノ一		沿革誌 第一輯 制度、校規、設備、基本財産、経済		
17	—	—	四ノ二		沿革誌 第二輯 校員 関係吏員 生徒	見付高等小学校	明治20年～ 明治41年
18	—	—	四ノ三		沿革誌 第三輯 御尊影 巡視官 職員出張 天災地変 重要件 功勞事績 職員履歴 家庭連絡 就学勧誘		
19	—	—	二ノ一		沿革誌		
20	—	—	二ノ二		沿革誌 第二	磐田市立磐田北小学校	昭和23年～
	—	二	—		学校沿革誌		
21					沿革誌		
22				昭和25年度以降	沿革誌		
23				昭和39年度以降	沿革誌		

第5節 情報発信

(1) 「しずおか遺産」をめぐる活動

令和5年1月24日に旧見付学校を中心とした教育遺産群が「近代教育に情熱をかけたしずおか人の結晶」として静岡県より「しずおか遺産」に認定された。本市においては旧見付学校を含む遠州三大学の敷地や、城下学校（森町）・内田学校（菊川市）・岩科学校（松崎町）が認定されている。こ



写真 105 「しずおか遺産」
ロゴマーク

れらの構成文化財を有する自治体や、開智学校（長野県松本市）・中込学校（長野県佐久市）・睦沢学校（山梨県甲府市）・春米学校（山梨県富士川町）・柳原学校（滋賀県近江八幡市）・開明学校（愛媛県西予市）などの県外の類似施設などと連携し、御朱印に似た「御校印」や「学校カード」などを創出し、新たな価値の創造やファン層の開拓を行う。

(2) 「旧見付学校だより」の刊行

月1回、ホームページのみでの公開とし、内容は主催事業の告知や報告、来館者の声、周辺のイベントや指定地内にある草花の開花情報などの内容とする。文中に写真またはイラスト等を2点以上入れ、読みやすい内容とする。年度当初に年度を通じた計画を立て、課内の決裁を受ける。

(3) 広報等を通じての周知

前節において製作したデジタルコンテンツについて、デジタルミュージアムとして公開するよう検討する。

企画展や昔の授業体験などのイベントや、開校記念日などについて取材メモを通じての報道関係者への周知や、「広報いわた」や「いわた文化財だより」を活用する。



写真 106 旧見付学校だより

市が運営する「いわたホッとライン」でも、「歴史・文化財」メールマガジンの登録者数は4,107人に達する（令和5年1月末現在）。こうした「文化財ファン」に対して積極的に情報提供を行う。

また、広報広聴・シティプロモーション課が実践しているドローンによる敷地の撮影を行い、職員等によるガイドツアーのようすなどを素材として磐田TV（YouTube）による情報発信を行う。さらに、市役所や駅、情報館などに設置したデジタルサイネージを利用した画面で映像発信を行う。

経済観光課を通じてユーチューバーやインフルエンサーなどに呼びかけ、新たな顧客獲得の可能性を模索していく。



写真 107 磐田 TV での情報発信の例
（「しっぺいと踊ろう」 令和3年）

第10章 整備の方向性と方法

第1節 方向性

(1) 史跡の整備

整備基本計画の策定に向けた資料の収集や、関係機関との協議、整備計画の各項目（本質的価値を構成する諸要素やそれ以外の諸要素の整備、便益施設[管理棟・トイレ・園路・案内板等]の整備、基盤整備、ソフト整備、周辺整備、活用等）の整理を行う。整理にあたっては以下の点に留意する。

1. 全体が調和した空間となることを前提とする。ただし、それぞれの区域で所有者や土地利用の方法が異なるため、史跡指定地を区分した3エリアごとの検討も行う。
2. 北エリアについては、テニスコート跡は本質的価値を構成するものではないため、撤去する。
3. 中央エリアについては、境内地であることに配慮し、所有者と協議する。特に、社叢の保全を行いつつ、暗がりをなくし、明るく安全な空間になるよう配慮を求める。同時に児童が体操や遊戯を行った場所であることを重視し、眺望に配慮した環境整備の手法について研究する。
4. 南エリアのうち、校舎南側は前庭と呼ばれていた。児童が集まり校長などから訓示等を受けた場所であり、これを踏まえた整備を研究する。管理棟・トイレ・防火水槽等については撤去・移転を踏まえ、準備・協議を行う。門・木柵についての過去の写真や以前の整備の際の資料を収集する。

(2) 周辺地の整備

- ・指定地周辺について、景観の改善や管理棟の移転、駐車場の拡大など、史跡の本質的価値を向上させ、かつ来館者が来やすい環境整備の手法を研究する。
- ・危険木・支障木の伐採や排水対策・法面对策を行う。

(3) 防災・防犯整備

- ・火災があることを想定した防火・消火整備や、台風等による斜面の崩落防止のための整備、防犯対策としての整備を検討する。

第2節 方法

(1) 史跡の整備

整備基本計画の策定準備を行う。策定にあたっては3階が増築された明治16年(1883)前後の状態を復元することを主旨とし、表15に記載した整備内容を整備基本計画がめざすべき「理想の整備の形」と位置づけ、その実現に向けてエリアごとに分けて整備方法を整理し、指定地全体が調和的に整備されるものとする。市有地以外の土地については所有者である宗教法人と協議を行い、宗教法人としての土地利用に配慮して理解を得る。また、指定地以外の周辺地、特に見付本通り公園と一体となった整備が有効であるため、あわせて検討を行う。

a 全体の整備

史跡全体を周遊し、当時の学校生活に思いを馳せることができるような導線計画を検討し、これにもとづいて園路や案内看板、ベンチ・四阿等の整備計画を作成する。案内看板は全体を示すものと個別の場所についての説明板とを分け、統一感を持った案内板とする。全体の案内板については史跡の理解が得られるような推奨ルートを明示し、個別の説明板については、たとえば「前庭」「運動場」「第一副築」「第二副築(幼稚園)」などを作成する。

b 南エリアの整備

保存管理上必要な防災施設等を除いて撤去する。指定時に存在しなかった樹木や、管理棟・トイレ・防火水槽などの施設、踏み石や砂利などについて撤去する。撤去後は当時の地面に類似した土系舗装やスラグ舗装などを想定する。防火水槽などは撤去を理想とするが、防災上の理由で困難な場合はマンホール以外を周辺とあわせて舗装し、景観に配慮するものとする。

門および木柵については、明治期の資料を調査し、それに近い風景が体感できるような整備を行うこととするが、復元が困難である場合は明治期のものであるとの誤解を受けないよう、現代的な材質・デザイン等により整備する。

c 中央エリアの整備

遊具やアスファルト・コンクリート等で舗装した私道の撤去を行うよう要請する。また、植生調査の結果を踏まえ、所有者である宗教法人の立ち会いのもと、社叢を構成する樹木の同定を行う。社叢に該当しない近年植栽した樹木などを中心とした整理を行い、明治期の景観に近い状態に復する。

d 北エリアの整備

テニスコート跡や観覧席などの付属施設は撤去する。本来は明治期の状態に復することが理想であるが、地下遺構の残存状態は不明であり、その後の整備方針については発掘調査の結果を踏まえて決定する。

（２）周辺地の整備

南エリアの南側の市有地（見付本通り公園）について、都市整備課からの移管を前提とし、史跡と一体となった整備を行う。西側の借地部分については取得の意向を所有者に打診し、可能であれば取得する。

トイレの改修または新設と同時に、史跡内のトイレの撤去や、史跡内にある管理棟や周辺の電柱・防火水槽の移設等を検討する。これにより、史跡内の本質的価値を高めると同時に周辺地の環境整備を行って景観を改善する。さらに、駐車場を広くして駐車しやすい環境を整備し、来場者の便宜を図る。

（３）防災・防犯整備

防災設備 火災があった場合の防火帯の整備、斜面の崩落防止対策の整備などが考えられる。

防火設備 消火設備や、火災警報装置の整備が考えられる。

防犯設備 監視装置の整備や警報装置の整備が考えられる。

以上の整備はすでに実施したものもあり、十分な整備であるか確認するとともに、不足しているものについては行うよう検討していく。

表 15 整備基本計画の検討項目とめざす方向性

大項目	小項目	課題	方向性	具体的な例
遺構整備	南エリア	門及び木柵が明治期の施設を再現したものではない。	過去の整備で復元された施設が妥当であるか検討を行う。 明治期の施設で復元可能なものを復元する。	井戸を復元する。 現状の門及び木柵を撤去し、復元する。
		史跡内に指定時以降に設置された施設等がある。	本質的価値に関係しないものについては撤去する。	トイレは撤去する。 管理棟は撤去する。 防火水槽については撤去が可能であるか関係機関と協議する。 指定時以降に植樹された樹木は伐採する。 踏み石や砂利は撤去する。
	中央エリア	史跡内に指定時以降に設置された施設等がある。	本質的価値に関係しないものについては撤去する。	遊具は撤去する。 指定時以降に植樹された樹木は伐採する。
	北エリア	指定時以降、テニスコートの造成により大きく改変されている。	明治期当時の状況を復元する。	発掘調査の成果により可能であれば地形復元を行う。
		史跡内に指定時以降に設置された施設等がある。	本質的価値に関係しないものについては撤去する。	テニスコートやその付帯設備については撤去する。
便益施設	管理棟	指定地内にある。	本質的価値に関係しないものについては撤去し、史跡外への移設を行う。	管理棟・トイレは撤去する。 見付本通り広場の樹木の伐採および管理棟・トイレの新設、駐車場の整備を行う。
	トイレ	指定地内にある。	本質的価値に関係しないものについては撤去し、史跡外への移設を行う。	
	駐車場	指定地に隣接しているが狭く、出入りも難しい。	史跡外においてなるべく広い土地を確保する。	
	四阿・ベンチ等	設置されていない。	必要に応じて設置を検討する。	四阿は史跡指定地外を想定し、広場の全体計画を踏まえて決定する。 ベンチ等は導線計画を作成し、これに基づいて整備する。
	園路	設置されていない。	導線計画を作成し、これに基づいた整備を行う。	導線計画を作成し、これに基づいて整備を行う。
基盤整備	看板	導線計画に基づいていない。	導線計画を作成し、これに基づいた整備を行う。	
	排水計画	指定地全体での排水計画はない。	適切な排水計画を策定し、これに基づいた整備を行う。	基本設計時に、適切な排水計画を作成し、これに基づいて排水路の規模や流路の見直しを行う。

第 11 章 運営・体制の整備の方向性と方法

第 1 節 方向性

（１）人的資源の強化

・史跡や施設の運営について、磐田市教育委員会文化財課の全職員が一丸となって業務にあたるため、課内会議などで問題意識を共有し、「他人事ではない業務であること」について意思統一する。

・担当職員の資質向上をめざす。マニュアルの作成や職員の研修を行う。また、有識者を招いての勉強会を行う。

・ボランティアの育成を推進する。ボランティアにとってやりがいがある、魅力のある事業運営を行っていく。

（２）審議会等の充実

・文化財保護審議会・旧見付学校協議会の協議事項や開催方法などについて見直しを行い、充実した会議を行う。

（３）連携の強化

・市役所内において市の宝を後世に継承していくという意識を共有し、全庁をあげて取り組んでいく体制をつくる。庁内関係各課との連絡会を行い、連携を強化する。また都市整備課と連携し、周辺市有地の所管換えを行い、指定地との一体的な整備を行っていく。

・民間団体や観光関連団体、研究機関などと連携を強化する。

（４）防災・防犯体制

危機管理課が中心となっている市役所内の体制と、上級機関や市が加盟している所属団体の体制に分けて整理し、非常時に備える。

（５）所管換え

北エリアおよび見付本通り公園について、都市整備課と文化財課とが連携して一体的に整備していくための方策を協議する。また、必要に応じて所管換えの協議を行う。

第2節 方法

(1) 人的資源の強化

担当職員の専門性の向上については、所管する管理グループだけでなく個々の職員の勤務年数が比較的長く専門性が高い調査グループ、学校関係文書を含む公文書・古文書を所管する歴史文書館の3グループが連携して当たる体制とする。管理グループの職員は全員が担当するものとし、グループ長の指導のもと、主任担当者（正規職員）が中心となって課題や問題点を整理して業務に当たる。また、施設職員（会計年度任用職員）は個々の事務分掌を明確化し、自覚をもって業務に当たってもらう。中でも施設長は教員経験者であり、教育に関する豊富な知識と経験を持っているため、リーダーとしての働きが期待される。

他の2グループについては、調査グループは発掘調査を行うプロフェッショナルであり、指定地内の発掘調査において掘削指導、土層精査や測量について担当する。歴史文書館は古文書についての専門職員がいるため、史跡に関わる古文書の解読を担当する。こうした人材を最大限に生かし、また各グループの担当業務を情報共有することによって、充実した事業運営を行っていく。

具体的な施策として、史跡の範囲やエリアの意味、館内案内等は全員が行えるように担当職員の指導のもと、業務マニュアルだけでなく案内マニュアルなどを作成し、知識の習得・共有を行っていく。保存管理についての日常的なチェックは施設職員が交代で行い、チェック表での引継ぎを万全にする。

また、内外の有識者を招いての研修や、勉強会などの機会を設けていく。有識者には市民向けの講演を行うことも検討する。このように知識が蓄積していくことによって、職員が担当する歴史講座などを開催することが可能になり、市民に還元することができる。

以上の計画は、個々の職員の急激な負担増にならないよう、丁寧な配慮のもとで行っていく。

ボランティアについても、継続的に募集を行っていく。スタッフの減少や高齢化を防ぐため、ただ来館者の対応をするだけでなく、展示に関するアイデアを募ったり、歴史講座の開催、ガイド向け講習会の開催など、知的好奇心を満足させ、またボランティア同士の交流が促進されるような魅力ある事業運営を行っていく。また、子供たちが参加する事業についてもボランティアに運営補助を依頼することで、世代間交流を促進する。



写真 108 ボランティアによる運営補助

（２）審議会等の充実

史跡の保存・活用・整備については、磐田市文化財保護審議会において報告を行い、その助言を受けて行っていく。

旧見付学校協議会については、主要な業務である「郷土の歴史、教育、考古、民俗、美術、工芸、産業、自然科学等の資料並びに参考資料の保管及び展示に関すること」（条例第３条）について助言を受ける。

いずれも、議事についてはあらかじめ資料を送付し、意見を持ち寄ってから会を開催する。そして、その意見を尊重し、運営に活かしていく。こうした見直しについては、事務局の職員と審議会・協議会の委員との意見交換を行い、会の役割、議事について関係者の合意の上で進めていく。

（３）連携の強化

a 市役所内の連携強化

市内外へのアピールを行うため、情報交換のための庁内連絡会を開催し、本計画の説明等を行うことで広報広聴・シティプロモーション課や経済観光課・都市整備課・学校教育課との連携を強化する。

b 他団体等との連携強化

静岡県は文化財の価値を十分に理解し、地域に根差した活動を行っている民間団体を「ふじのくに文化財保存活用・推進団体」に認定している。令和４年度までに認定された市内の７団体の中には、市内全域を研究対象とした磐南文化協会その他、見付宿を考える会・見付天神裸祭保存会という見付地区に関わる団体、磐田市観光協会・磐田観光ボランティアふれあいガイドの会という歴史講座の開催や地区のガイドツアーなどを企画した実績のある団体など、いずれも史跡の活用に寄与してきた。これらの団体とは講師の派遣や研修会の開催、団体が主催するイベントへの協力等を通じて連携を強化してきたが、今後も同様の取り組みを継続し、これまで以上に連携を図っていく。

市内には静岡産業大学や農林環境専門職大学があり、隣接する浜松市にも静岡文化芸術大学などの大学がある。こうした機関の教員と情報交換を行い、まちづくりや活用をテーマとしての共同研究を行うことによって、大学教員の専門的な知識を活用すると同時に若い世代の着想を取り入れることができる。令和４年度には試験的に地域連携演習を導入し、以降も継続的に行っている。

また、史跡指定地の所有者や崇敬者会、隣接地の所有者などとも、日ごろから声掛けを行う



写真 109 静岡文化芸術大学
地域連携演習
(令和４年度)

など、気軽に相談ができる雰囲気醸成し、緊密な連携を継続していく。

（４）防災・防犯体制

災害対策については、「磐田市地域防災計画」を踏まえ、「災害対策本部文化財班（文化財課）における防災マニュアル」に基づき、平常時の防災対策に努めるとともに、災害発生時の避難誘導や被害状況の確認、組織などについて確認する。また、発災時の対応については「非常時優先業務マニュアル」に基づき、第一に来館者や職員の安全確保、体制確保を行い、第二に所管施設や史跡等の被害状況調査を行う。市危機管理課の指示のもと、適切な対応を行う。

外部との連携については発災時における県や文化財レスキューの連絡体制を確認し、万一来臨に備える。

また、発災時には加盟機関を通じて防災体制の整備に関する助言や、災害発生時の情報収集・救済を受ける。

また、県が認定する文化財建造物監理士と連携し、文化財建造物の耐震診断や耐震補強を検討するとともに、防火・防犯対策について調査し、問題点の洗い出しを行っていく。

防犯対策については引き続き防犯カメラを設置するとともに、近隣の警察署や交番等と連携し、不審者事案や犯罪が発生した場合は適切な対応が取れるよう準備する。

（５）所管換えの検討

・見付本通り広場を所管する都市整備課と協議を行い、所管や整備の分担方法について協議する。

・テニスコートのある北エリアについては、所管する都市整備課と協議を行い、指定地については移管を検討する。塔之壇公園を含む西側市有地を含めた全体については都市整備課の整備方針や整備計画について情報交換を行い、一体的な整備となるような方策について協議する。

第 12 章 計画期間と実施計画

本計画の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

磐田市総合計画で予定されている第 3 次総合計画前期実施計画及び令和 3 年認定の磐田市文化財保存活用地域計画の計画期間も同様に令和 11 年度までとなっており、上位計画との整合を図る。

また、行う事業については前期計画事業及び後期計画事業に分け、それ以外の事業は本計画終了後に改めて作成を行う。

(1) 通期計画事業

保存管理事業

史跡の日常管理
設備の点検
防災訓練や講習会の開催
石垣の経年変化の観察

活用事業

史跡ガイドツアーの実施
展示の見直し、展示会の開催
昔の授業体験等の実施
部活動作品展示などのイベント開催
外部講師を招いた講演会の開催
他団体のイベント企画の協力
沿革誌等関連資料の整理
住民への教育資料寄贈の呼びかけ
しずおか遺産関係活動の実施
旧見付学校だよりの刊行
デジタルコンテンツの作成
広報や文化財だよりを用いた P R
磐田 TV を活用した情報発信

整備事業

整備基本計画の策定準備

運営・体制の整備事業

情報交換会・勉強会・研修会等の開催
ボランティアの募集・育成

市役所内、観光協会等、大学、ふじのくに文化財保存・活用推進団体・所有者等との意見交換等

防災・防犯体制の確認・強化

（２）前期計画事業（令和６年度～令和８年度）

標識等の設置

中央エリアの管理団体指定

現状変更手続きの周知

国有地の測量・取得・追加指定の意見具申

大久保家の追加指定の意見具申

案内看板の改訂・パンフレットの作成

案内マニュアルの整備

旧見付学校ボランティアの育成

審議会・協議会の見直し

所管換えの協議

（３）後期計画事業（令和９年度～11年度）

樹木伐採・排水対策・法面对策

耐震診断および保存修理計画の策定

史跡内の発掘調査の実施

表 16 保存事業一覧

基本方針		本文記載	No.	事業名	財源	取り組み主体			計画期間	
						住民	民間	行政	前期	後期
史跡の本質的価値の継承	保存管理	8章2節(1)(2)	1	職員の目視・巡回により史跡の日常管理を行う。	市、所有者		○	○		
		8章2節(3)	2	標識・説明板・境界標の設置を行う。	市、所有者		○	○		
	防災・防犯	8章3節	3	設備点検を行う。	市、所有者		○	○		
		8章3節	4	防災訓練や講習会を実施する。	市、所有者		○	○		
		8章3節	5	樹木伐採や排水・法面対策を行う。	市、所有者		○	○		
		8章3節	6	民間所有者に対して訓練の参加や消火設備の設置について協力を依頼する。	市、所有者		○	○		
	周知	8章4節	7	現状変更の基準や手続きを明示し、関係者の理解を得る。	市、所有者	○	○	○		
歴史的建造物の保存管理		8章5節(1)	8	建造物の耐震診断を行い、保存修理計画を策定する。	市			○		
		8章5節(2)	9	石垣カルテの作成を行い、経年変化の観察を行う。	市			○		
		8章5節(3)	10	史跡内の発掘調査を行う。	市			○		
追加指定の提案		8章6節	11	西側に隣接する大久保家の追加指定の意見具申を行う。	市、所有者		○	○		
			12	国有無番地の取得後、追加指定の意見具申を行う。	市			○		

表 17 活用事業一覧

基本方針		本文記載	No.	事業名	財源	取り組み主体			計画期間	
						住民	民間	行政	前期	後期
史跡の活用		9章2節(1)	1	案内看板を改訂する。	市			○		
		9章2節(2)	2	散策マップ(指定地及び周辺地)を作成する。	市			○		
		9章2節(3)	3	ガイドツアーを実施する。	市、民間		○	○		
歴史的建造物の活用		9章3節(1)	5	展示の見直しを行う。	市			○		
		9章3節(1)	6	常設展示や特別展示を行う。	市			○		
		9章3節(2)	7	昔の授業体験、まちなみ散策事業を行う。	市			○		
		9章3節(2)	8	部活動作品展示などのイベント事業を行う。	市、民間		○	○		
		9章3節(3)	9	外部講師を招いた講演会を実施する。	市			○		
調査研究		9章4節	11	沿革誌や関連資料の整理を行う。	県、市			○		
		9章4節	12	住民に対して資料の寄付を呼び掛ける。	市			○		
市内外への情報発信		9章5節(1)	13	「しずおか遺産」をめぐる活動を行う。	県、市			○		
		9章5節(2)	14	旧見付学校だよりの内容を充実させる。	市			○		
		9章5節(3)	15	デジタルコンテンツの作成をすすめる。	市			○		
		9章5節(3)	16	広報や文化財だよりを活用した情報提供を行う。	市			○		
		9章5節(3)	17	「磐田TV」を活用した情報発信を行う。	市			○		

表 18 整備事業一覧

方針	本文記載	No.	事業名	財源	取り組み主体			計画期間	
					住民	民間	行政	前期	後期
史跡の整備	10章2節	1	整備基本計画の策定準備を行う。	国、県・市			○		

表 19 運営体制事業一覧

方針	本文記載	No.	事業名	財源	取り組み主体			計画期間	
					住民	民間	行政	前期	後期
人的資源の強化	11章2節(1)	1	案内マニュアルの作成を行う。	市			○		
	11章2節(1)	2	勉強会などを開催し、職員研修を行う。	市			○		
	11章2節(1)	3	旧見付学校ボランティアの募集・育成を行う。	市			○		
審議会等の充実	11章2節(2)	4	審議会・協議会の内容の見直しを行う。	市			○		
連携の強化	11章2節(3)	5	市役所内の連携を強化する。	市			○		
	11章2節(3)	6	ふじのくに文化財保存・活用推進団体や観光協会、大学等との連携を強化する。	市		○	○		
防災・防犯体制	11章2節(4)	7	市役所内の体制について再確認する。	市		○	○		
	11章2節(4)	8	外部との連携について確認・強化する。	市		○	○		
所管換えの検討	11章2節(5)	9	見付本通り広場および北エリアの所管換えを行う。	市			○		

第13章 経過観察

保存活用の推進に向け、実施成果を記録し、経過観察を行う。本質的な価値を損なうことにならないよう留意する。経過観察の成果を踏まえて、計画変更の必要が生じたときは関係機関と協議し、見直しを行うものとする。

（１）保存管理の経過観察

- ・現状変更

現状変更許可申請書の記録を収集し、それぞれの事業の史跡に対する影響を確認する。

- ・維持管理

歴史的建造物の補修、設備点検等の日常管理の記録簿を作成し、適切な維持管理が行われているかどうかを確認する。

（２）活用の経過観察

- ・学校教育との連携

学校教育課及び市内小中学校と連携し、集団見学の参加校の増大を目指す。

- ・体験学習の充実

「昔の授業体験」事業その他の事業を継続し、また旧赤松家とも連携したさまざまな体験学習、啓発事業を行っていく。

- ・民間団体との連携

見付宿を考える会その他のイベント実行委員会などと連携し、イベントに積極的に協力し、参画する。

- ・調査研究

史跡、その他関連する文化財についての調査研究を進める。

- ・その他の啓発事業の促進

パンフレットの内容見直し、刊行物その他の関連グッズの販売等を通じて啓発活動を行っていく。また、市が本計画の作成過程で得た資料や研究の成果を講演会などとして市民に発表したり、刊行物として公表するなどして価値を高める努力を続け、今後の整備事業に活かしていく。

（３）計画の改定

施策の経過観察や調査研究の進展により得られた新たな知見や、関連法令や市の計画等の変更により計画変更が必要になった場合は随時改定を行う。

改定にあたっては、文化庁及び県文化財課の指導のもと、文化財保護審議会・旧見付学校協議会などの審議を経て、文化財保護法第129条の3に基づく再認定を受ける。

改定後は地域住民への周知を図る。

史跡旧見付学校附磐田文庫保存活用計画
～愛される「見付の五階」をめざして～

発行日 令和7年8月29日
編集・発行 磐田市教育委員会
静岡県磐田市国府台3番地1